

台湾における外国籍配偶者の言語使用意識と母語継承意識
—嘉義縣民雄鄉居住のベトナム出身の女性を中心とした事例研究—

在台外籍配偶的語言使用意識以及母語傳承意識
—以居住在嘉義縣民雄鄉的越南籍女性為主所進行之個案研究—

**Attitude of Foreign Spouses in Taiwan toward Language Use
and Language Maintenance of Heritage Languages
—the Case Study of Women from Vietnam in Minsyong Township, Chiayi County—**

指導教授：松尾 慎 博士

東海大學日本語文學系研究所

碩士論文

研究生：飯田 美郷

2009 年 6 月（民國九十八年六月）

要旨

本研究は、台湾人と結婚したベトナム出身の女性の言語使用意識と母語継承意識に焦点を当て、台湾社会においてベトナム出身の女性の母語がどのような位置づけに置かれているかを考察した調査である。

台湾は、マレー・ポリネシア系の先住民族、17世紀頃に中国大陸の福建省や広東省から、また、戦後に国民党政府とともに移住した漢民族の四大族群で構成されている。2001年、行政院客家委員会成立時に当時の総統である陳水扁は、台湾は多民族・多文化社会であり、異なる民族は一律に平等であって尊重されると発言した。また、2004年の中華民国各界慶祝九十三年國慶大會では、近年増加が著しい外国籍住民も台湾社会の構成員であり、外国籍住民の母語も台湾の言語であると述べ外国籍住民に配慮した発言をしている。

公の場における政府の見解では外国籍住民も考慮されているが、台湾政府は国語(中国語)と郷土言語とみなすホーロー語・客家語・原住民諸語以外の言語を保護・支援していない。台湾社会において外国籍住民の母語はどのように位置づけられているのであろうか。そこで、外国籍住民の中でもいまや原住民族の人口に匹敵する外国籍配偶者、特にベトナム出身の女性に焦点を当て、言語使用意識と母語継承意識を明らかにするためにインタビュー調査を実施した。

その結果、調査協力者は一方的に台湾の言語を習得している現状が明らかになった。また、国語(中国語)だけでなく郷土言語も日常的に使用されており、郷土言語の習得も欠かせないようである。国語(中国語)は政府などが無料の学習教室を提供し学習する機会があるが、郷土言語はそのような機会がなく家族や地域住民とのコミュニケーションから習得しているのが現状である。母語継承に関しては、望みながらも実践には結びついていないのが実情で、家族の理解・時間的な問題・母語使用領域の制限などが要因であるとわかった。さらに、調査協力者の家族が調査協力者の母語を話せることは非常に稀で、積極的に学習しようとする姿勢もみられない。家族は調査協力者が子女に母語を教えることに反対はしないが、積極的な支援もせず無関心である傾向がある。

外国籍配偶者は台湾社会を構成する構成員でありながら、構成員として受け入れられているとはいえないのではないだろうか。

中文摘要

本研究主要以嫁來台灣的越南女性，在婚後的家庭中所使用的言語以及本身對於自己的母語傳承之自我意識作為中心，透過採訪的內容可以看出，在台灣人的心目中對於這些越南女性之母語有何看法。

台灣是由原住民、17世紀從中國大陸的福建及廣東省的漢人移民、以及戰後隨著國民政府來台的漢人之四大族群所組成的。行政院客家委員會成立時的2001年，前總統陳水扁作了以下的發言：台灣是一個多民族以及多元文化的社會，所有在民族一律平等，並且要尊重跟自己不同的民族。前總統陳水扁也在2004年，於舉行93年度的國慶大會慶典上時，作了以下的發表：近年來明顯增加外來籍住民也成為台灣的一份子，因此他們的語言也算是台灣的語言之一部分，必須要同等對待。

而事實上台灣政府對於外國籍住民雖有給予人身上的保障，但是對於國語、閩南話、客家話、原住民各族語言之外的語言卻沒有的保護。對於一般的台灣人而言，又是如何看待這些外國籍住民的原鄉語言。所以在外國籍住民之中，外籍配偶之人數跟現今台灣社會的原住民人數相當，而在這些外籍配偶中又以越南女性為大宗，所以在這篇論文中，以這些越南女性作為採訪的對象，請她們配合有關嫁來台灣之後的語言使用狀況以及對於本身母語傳承的想法之間卷調查。

問卷調查後的結果可清楚看出，上述受訪者學習台灣語言的情形，另一方面也可看出這些受訪者不僅僅是學習國語，她們也會使用所謂的鄉土語言，由此可看出鄉土語言對她們而言也是不可或缺的。在學習語言方面，國語是由政府或是民間團體等所提供的免費教室，供她們學習。鄉土語言方面則沒有像是學習國語方面的機會，而是受訪者們從平常跟自己的家人或者是跟地方上的人們之日常對話中學習而來的。在母語傳承方面，受訪者們都表示心有餘而力不足。其原因不外乎家人的不理解、沒有多餘的時間，以及就算讓小孩學習自己的母語，在台灣也找不到機會可以使用。再者，受訪者們的台灣家人們大多也都不會說她們的母語，更別說是學習了。雖然說受訪者們的家人對於受訪者教導下一代自身的母語不會反對，可是也不會積極主動地去支持受訪者們，可以說是對於母語傳承方面毫無關心。外籍配偶們雖然是構成台灣社會的一員，但是台灣卻沒有把她們當成是一份子所接納。

目次

| | |
|---|-----------|
| 1. 序章 | 1 |
| 1.1. はじめに | 1 |
| 1.2. 研究の背景と目的 | 2 |
| 1.3. 先行研究と本研究の意義 | 5 |
| 1.3.1. 先行研究..... | 5 |
| 1.3.1.1. 洪美芳(2007)..... | 6 |
| 1.3.1.2. 翁翠萍(2006)..... | 6 |
| 1.3.1.3. 葉郁菁(2004)..... | 7 |
| 1.3.1.4. 蕭昭娟(2000)..... | 7 |
| 1.3.1.5. 蕭慧君(2007)..... | 8 |
| 1.3.1.6. 謝慶皇(2004)..... | 8 |
| 1.3.2. 本研究の意義..... | 9 |
| 1.3.3. 本論文のアウトライン..... | 10 |
| 2. 台湾における外国籍配偶者 | 11 |
| 2.1. 外国籍配偶者とは | 11 |
| 2.2. 台湾における国際結婚の動向 | 12 |
| 2.3. 東南アジア諸国出身の女性の来台背景とその要因 | 15 |
| 2.3.1. 東南アジア諸国出身の女性の来台背景..... | 15 |
| 2.3.2. 東南アジア諸国出身の女性の来台要因..... | 16 |
| 2.3.2.1. 台湾に内在する要因..... | 16 |
| 2.3.2.2. 東南アジア諸国出身の女性が直面する要因..... | 17 |
| 2.4. 外国籍配偶者の子女の動向 | 18 |
| 3. 言語に関する台湾政府の対応 | 20 |
| 3.1. 中国大陸出身以外の外国籍配偶者に関する帰化申請資格要件 | 20 |
| 3.2. 国語識字学習の支援 | 21 |
| 4. 調査概要 | 23 |
| 4.1. 主要調査地 | 23 |

| | | |
|----------|--------------------------------|----|
| 4.2. | 調査協力者 | 24 |
| 4.3. | 調査方法..... | 27 |
| 4.4. | 調査項目 | 28 |
| 4.4.1. | 言語使用意識・母語継承意識に関する調査項目 | 28 |
| 4.4.2. | その他の調査項目 | 29 |
| 4.5. | 分析方法..... | 30 |
| 5. | 調査結果と考察 | 31 |
| 5.1. | 家庭内における言語使用意識 | 31 |
| 5.2. | 会話能力..... | 35 |
| 5.2.1. | 調査協力者の会話能力 | 35 |
| 5.2.2. | 調査協力者の家族の会話能力 | 36 |
| 5.3. | 台湾の言語の習得に関して..... | 37 |
| 5.3.1. | 国語の習得..... | 37 |
| 5.3.1.1. | 来台前の国語学習の有無 | 38 |
| 5.3.1.2. | 来台後の国語学習..... | 39 |
| 5.3.2. | 郷土言語の習得..... | 42 |
| 5.4. | 母語継承について..... | 43 |
| 5.4.1. | 母語継承への考え | 43 |
| 5.4.2. | 母語継承の実践..... | 45 |
| 5.4.3. | 母語継承実践の動機付けの要因..... | 48 |
| 5.4.3.1. | 母国との接触..... | 48 |
| 5.4.3.2. | 東南アジア諸国に対する意識..... | 51 |
| 5.4.3.3. | 来台の背景 | 53 |
| 5.5. | 台湾における東南アジア諸国出身の女性の母語の地位..... | 54 |
| 5.5.1. | 対象地と対象言語 | 54 |
| 5.5.2. | 分析方法..... | 54 |
| 5.5.3. | 嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の活力と危機度の査定..... | 55 |
| 5.5.3.1. | 世代間の言語継承..... | 55 |
| 5.5.3.2. | 話者の絶対数..... | 56 |
| 5.5.3.3. | 総人口における話者の割合 | 56 |
| 5.5.3.4. | 依存する言語使用領域(ドメイン)に関する動向 | 56 |

| | |
|---|-----------|
| 5.5.3.5. 新しい使用領域及びメディアに対する反応 | 57 |
| 5.5.3.6. 言語教育の教材及びリテラシー | 57 |
| 5.5.3.7. 行政的及び組織的な言語意識と公的地位及び使用を含めた言語政策 | 58 |
| 5.5.3.8. 地域住民の地域言語に対する言語意識..... | 59 |
| 5.5.3.9. 言語記録保存の量と質..... | 60 |
| 5.5.4. 嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の活力と危機度の査定結果 | 60 |
| 6. 終章..... | 62 |
| 6.1. まとめ | 62 |
| 6.2. 今後の課題 | 64 |
| 6.3. むすび | 65 |
| 参考資料(アンケート用紙)..... | 67 |
| 参考文献..... | 71 |
| 謝辞..... | 77 |

1. 序章

1.1. はじめに

台湾には 2009 年 1 月末時点で 414,699 名¹の外国籍配偶者が生活しており、いまや 6 組に 1 組が国際結婚である。特に、中国大陸や東南アジア諸国出身の女性と台湾人男性の結婚が多くみられ、中国大陸や東南アジア諸国から女性が結婚を機に越境移動している。「従来女性の移民といえ、男性の移動に付随する現象として考えられてきた」(横田 2008:81)。しかし、横田(2008)によると、1970 年代以降のグローバリゼーションの進行と世界的な労働市場の統合とともに「移民の女性化」が発生し、再生産領域を担う労働力として女性の労働移民、結婚移民が必要とされたのである。

台湾人の多くは、親戚・近所の住民・学校のクラスメートの両親など身近に外国籍配偶者の存在を感じるのではないかと思われる。筆者が居住する台中縣は半農業・半工業地域で、2009 年 1 月末時点、台湾全土で 5 番目に多い 24,595 名²の外国籍配偶者が生活している。日常的に訪れる飲食店や屋台では、東南アジア諸国出身の女性が子女の面倒をみながら働いている姿をよくみかける。普段はただ食料の購入だけでその場を去るのだが、以前、屋台で働く女性に話しかけられたことがある。「あなた何人？」と聞かれ、「日本人。あなたは？」と聞き返すと、「私はベトナム人だよ。」とその女性は答えた。女性の傍らで遊ぶ子女が目に入ったので「子ども可愛いね。いくつ？」と聞くと、「3 歳だよ。」と答え非常に流暢な国語で子女の話 시작했다。何気なく「子どもはベトナム語話せるの？」と聞くと、女性は笑いながら「無理無理。」と答え、「教えないの？」という問いに対しては、「無理無理。時間ないし。夫が嫌がるから。」と内緒話をするように小声で答えた。その場ではそれ以上深く聞くことができなかったが、その会話は筆者にとって印象的なものであった。その後、台湾人の友人に屋台でベトナム人女性と知り合った話をした際、「台湾人と結婚したベトナム人女性の子どもって、母親の母語が話せると思う？」と尋ねると、「話せるでしょ。」「知らない。興味ないから。」という答えが返ってきた。また、日頃から飲食店や屋台などで接していると考えられるのだが「どこにいるの？」と聞かれ、台湾人の関心の低さを感じたのである。

いまや台湾を構成する族群の一つである原住民族の人口に匹敵する外国籍配偶者は、移民先である台湾社会においてどのように受け入れられているのであろうか。そのような関心から、本研究は出発している。

¹ 内政部戸政司全球資訊網(<http://www.ris.gov.tw/>) 2009 年 2 月 25 日検索)より。

² 内政部戸政司全球資訊網(<http://www.ris.gov.tw/>) 2009 年 2 月 25 日検索)より。

1.2. 研究の背景と目的

台湾の人口は約 2,300 万人³(2009 年 1 月末時点)で、マレー・ポリネシア系の先住民族、17 世紀頃に中国大陸の福建省や広東省から、また、戦後に国民党政府とともに移住した漢民族の「四大族群⁴」(丸川 2000)で構成されている。丸川(2000)が述べる四大族群とその出自言語⁵についてまとめたものが表 1 である。

表 1 台湾の四大族群⁶

| 族群名 | 概要 | 人口比率 | 出自言語 |
|------------------------------|------------------------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 原住民族 | マレー・ポリネシア系の先住民族 | 1.7% ⁷ | アミ語、アタヤル語などの原住民諸語 |
| ホーロー ⁸ 人 (閩南人) | 17 世紀頃、中国大陸福建省東南部から台湾へ移住した漢民族 | 73.3% | ホーロー語 ⁹ (閩南語) |
| 客家人 | ホーロー人よりやや遅く、中国大陸広東省周辺から台湾へ移住した漢民族 | 12.0% | 客家語 |
| 外省人 | 第二次世界大戦後、国民党政権とともに大陸各地から台湾へ移住した漢民族 | 13.0% | 国語 ¹⁰ (北京語・マンダリン)やその他の華語 |

表 1 をみると、人口比率の 7 割以上をホーロー人が占めていることからホーロー人が「台湾社会を代表する存在」(藤井(宮西)2003:164)であることがわかる。ホーロー人の出自言語であるホーロー語は、中華民国交通部観光局による台湾観光局公式サイト¹¹においても台湾語と紹介されており、台湾では一般的に台湾語と呼ばれている。また「台湾社会内部における閩南系・閩南語偏重は明らか」(藤井(宮西)2003:164)であり、客家語や原住民諸語と比べると高い地位にある。国語やホーロー語は言語政策や経済力の影響により社会的地位が高く話者も多い一方、客家語や原住民諸語は継承が危ぶまれている。

³ 内政部統計處(<http://www.moi.gov.tw/stat/> 2009 年 2 月 25 日検索)より。

⁴ 丸川(2000)によると、「四大族群」とは 1990 年代以降、徐々にコンセンサスを得たカテゴリーで、現在のエスニック的なカテゴリーを示す用語として定着してきたものである。

⁵ その人が属する族群の固有言語のことを指す。

⁶ 黄(1995)、簡(2002)、松尾(2006)をもとに筆者が作成。

⁷ 内政部統計處(<http://www.moi.gov.tw/stat/> 2009 年 2 月 25 日検索)によると、2009 年 1 月末時点で 2.15%(494,785 名)である。「1992 年 6 月 19 日、立法院により身分証明書における『省籍欄』を除去するという法令が公布されたため、他の族群の割合に関する統計資料は存在しない」(松尾 2006:5)。

⁸ ホーローは、「福佬」とも「河洛」とも書かれることがあるため、本論文では「ホーロー」と表記する。

⁹ ホーロー語は、「福佬語」とも「河洛語」とも書かれることがあるため、本稿では「ホーロー語」と表記する。また、「台湾語」や「閩南語」ともいわれることがある。以下、各資料の引用や紹介に際して「台湾語」、「閩南語」という記述がある場合は、「ホーロー語」のことを指す。

¹⁰ 台湾の国語とは「北京語をベースとしてできたものであるが、台湾諸語との接触を経て、独特の特徴が形成されている」(簡 2002:19)のものである。本論文では、台湾で話されている中国語を「国語」と表記する。以下、各資料の引用や紹介に際して「中国語」、「北京語」、「華語」という記述がある場合は、台湾で話されている中国語である「国語」のことを指す。

¹¹ 台湾観光资讯网(<http://www.taiwan.net.tw/> 2009 年 3 月 24 日検索)より。

世界に6千から7千あるともいわれている言語のうち、22世紀までに半分は消滅するともいわれている。ユネスコが消滅の危機にある言語の状態を査定するための指標を作成するなど、言語の多様性を保持するための活動が世界的に広まる中、台湾でも多言語や多文化を肯定する姿勢がみられる。

2001年、行政院客家委員会成立大会で当時の総統である陳水扁は、「中華民國是一個有多元族群與多元文化的國家，憲法中明定：「國家肯定多元文化。」這就是我們的基本國策。肯定多元文化，表示不同文化的各族群、各民族是一律平等的，是彼此尊重，是和諧相處、共存共榮的¹²(中華民國は多民族、多元文化国家であり、憲法にも明記されているように『国家は多元社会を肯定する。』というのが基本的国策である。多元社会を肯定するということは、異なる文化の族群、民族は一律に平等であり、尊重され、共存するということを表す)」と述べ、台湾の多民族、多文化の尊重を掲げている。同年、「郷土言語教育¹³」が開始され、郷土言語とみなされたホーロー語、客家語、原住民諸語は公教育の場で学習する機会が与えられた。

さらに、2004年の中華民國各界慶祝九十三年國慶大會では外国籍配偶者を含めた外国籍住民に考慮した発言がされている。

「台灣的故事是這一塊土地上的每一個族群所共同寫下的。這裡是原住民族、客家人、河洛人的原鄉、也是外省新住民的新故鄉、外籍新移民的新天地。台灣的主體性是由各族群共同參與所建構的、每一個族群都是我們台灣的主人、每一個族群的母語都是我們台灣的語言¹⁴(台湾の歴史はこの土地のそれぞれの族群がともに記してきた。ここは、原住民族、客家人、ホーロー人の故郷であり、外省新住民の新しい故郷であり、外国籍新移民の新天地である。台湾の主体性は各族群がともに築いてきたものであり、それぞれの族群が台湾の主人であり、それぞれの族群の母語は我々台湾の言語である)」。

先の発言から長期的に台湾に滞在する外国籍住民も台湾を構成する族群の一つであるという考えを示していることがわかる。これは、丸川(2000)が述べた「四大族群」が、いまや外国籍住民を加えた「五大族群」であるということを表している。

公の場における政府の見解では外国籍住民も考慮され、外国籍住民の母語は台湾の言語だと述

¹² 中華民國總統府(<http://www.president.gov.tw/> 2009年4月22日検索)より。日本語訳は筆者によるもの。

¹³ 2001年に小中9年一貫教育の導入とともに「郷土言語教育」が開始される。2003年に教育部によって公布された「國民中小學九年一貫課程要綱」の実施要点(國民教育司 <http://www.edu.tw/eje/index.aspx> 2009年4月25日検索)によると「小学1年生から6年生の学生は、ホーロー語・客家語・原住民語など3種の郷土言語より1種を履修することが必要で、中学では学生の希望により自由選択で履修できる。学校は地区の特性及び学校の資源により、ホーロー語・客家語・原住民語以外の郷土言語を開設し、学生に選択履修させても良い」とある。

¹⁴ 中華民國總統府(<http://www.president.gov.tw/> 2009年4月22日検索)より。日本語訳は筆者によるもの。

べられているが、現状はどのようなのであろうか。英語¹⁵は国際交流の重要なコミュニケーション手段として、小学校 3 年生から授業が設けられている。また、中等教育機関では第二外国語教育¹⁶が奨励され、対象言語として日本語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・韓国語・ロシア語・ラテン語が挙げられている。欧米語や日本語などは塾などの学校教育以外の機関でも学習する場があるが、東南アジア諸国の言語は欧米語や日本語などと比べて学習の対象になりにくく、台湾では関心が低いのが現状である。

そこで本研究では、外国籍住民の中でも原住民族に匹敵する人口である外国籍配偶者、特に台湾人男性と結婚した東南アジア諸国出身の女性に焦点を当てる。陳水扁元大統領の発言によると、台湾人男性と結婚した東南アジア諸国出身の女性は台湾の構成員であり、彼女らの母語は台湾の言語であるとしながらも、台湾の地に由来した言語ではないことから郷土言語とみなされていない。そのため、東南アジア諸国出身の女性の母語保持の支援や子女が母親の母語を学習する機会の支援は行われていない。台湾政府は東南アジア諸国出身の女性を台湾の構成員であると発言しながらも、構成員としての対応を行っているとはいえないのではないだろうか。

また呉(2004)によると、多くの東南アジア諸国出身の女性の家庭は、教育や養育環境、経済環境が良くない「弱勢中の弱勢(弱者の中の弱者)」であり、台湾社会に悪影響を及ぼす「問題要因」というレッテルを世間から貼られがちである。さらに翁(2004)は、東南アジア諸国出身の女性に関する報道は逃亡・離婚・家庭内暴力・親子心中などの家庭問題で、東南アジア諸国出身の女性は台湾社会に問題を引き起こす存在として認識されがちであると述べている。このような実情のもと、台湾の構成員である東南アジア諸国出身の女性は、どのように、また、どれだけ母語を保持しているのだろうか。東南アジア諸国出身の女性の母語は子女に継承されているのだろうか。このような問題意識のもと、本論文では東南アジア諸国出身の女性に焦点を当て、言語生活を分析、考察することにする。本研究の具体的な目的は以下の 2 点を明らかにすることである。

- ①台湾人男性と結婚した東南アジア諸国出身の女性の言語使用意識と母語継承意識
- ②台湾人男性と結婚した東南アジア諸国出身の女性の母語継承に対する台湾の家族の意識

国際人権規約 B 規約(自由権規約)¹⁷の第 27 条には「種族的、宗教的又は言語的マイノリティが存在する国において、当該マイノリティに属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文

¹⁵ 英語教育に関しては、國民教育司(<http://www.edu.tw/EJE/index.aspx> 2009 年 5 月 1 日検索)を参考にした。英語教育は、小学 5・6 年生に対して 2001 年の小中 9 年一貫教育の導入とともに開始され、小学 3・4 年生に対しては 2005 年から行われている。

¹⁶ 第二外国語教育に関しては、中等教育司(<http://www.edu.tw/high-school/index.aspx> 2009 年 5 月 1 日検索)を参考にした。

¹⁷ 外務省(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html> 2009 年 6 月 7 日検索)より。

化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」とある。また、子どもの権利条約¹⁸第 29 条には「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること」とあり、第 30 条には「種族的、宗教的若しくは言語的マイノリティ又は原住民である者が存在する国において、当該マイノリティに属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」と掲げられている。これらは、台湾人男性と結婚した東南アジア諸国出身の女性が子女に母語を使用する権利を有し、子女もまた母親の母語を学習する権利を有していることを表していると考えられる。

また、伊藤(2000)によると、日本人と結婚した外国人女性が日本社会へ適応するためには現地言語学習と母語維持の 2 点が重要で、「家庭で親の母語が使えるかどうかは子どもの教育にも大きく関わる」(岡崎 2008:18)ことから、東南アジア諸国出身の女性の子どもの教育を考えるうえでも重要であるといえる。さらに、近年増加傾向にある日本における外国籍配偶者を含めた外国籍住民に対する支援や政策を考えるうえでも意義があるだろう。2007 年、日本における国際結婚は約 17 組に 1 組¹⁹である。2008 年の台湾の国際結婚は約 6 組に 1 組で日本と比べて非常に多く身近な現象であるといえる。台湾人男性と結婚した東南アジア諸国出身の女性が抱える問題やそれに対する社会の支援を考察することは、政府主体ではなく外国籍住民主体の政策を考えるうえで参考になり得るだろう。東南アジア諸国出身の女性の言語生活を明らかにすることで、多文化、多元社会を掲げる台湾社会の問題点や今後の課題がみえてくると考えられる。

なお、本論文における外国籍配偶者の定義は、男女を問わず台湾人男性と結婚した外国人(中国大陸、香港、マカオを含む)のことである。以後、台湾人男性と結婚した東南アジア諸国出身の女性を指す時は、『外国籍配偶者』という表現を用いることにする。

1.3. 先行研究と本研究の意義

1.3.1. 先行研究

『外国籍配偶者』に関する先行研究は数多くあるが、筆者は先行研究の傾向を大きく三つに分けられると考える。一つ目は、『外国籍配偶者』に焦点を当て、台湾への適応過程をまとめたものである。台湾と『外国籍配偶者』の母国の言語、文化、習慣の違いなどがまとめられ、『外国籍配偶者』が台湾に迅速に適応するためにはどのような支援が必要なのかが指摘されている。二つ目は、『外国籍配偶者』の子女に焦点が当てられ、子女の学校生活への適応や学力などが研究されて

¹⁸ 外務省(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html> 2009 年 6 月 7 日検索)より。

¹⁹ 厚生労働省のホームページ(<http://www-bm.mhlw.go.jp/index.html> 2009 年 3 月 27 日検索)より。

いる。三つ目はそれ以外で、『外国籍配偶者』が増加する背景や歴史、メディアによる描写や報道方法、『外国籍配偶者』に関する法律、東南アジア諸国出身の女性を求める台湾人男性の傾向など、幅広く研究されている。

言語に関する先行研究もあるが、国語習得に関するものが中心で、『外国籍配偶者』の母語に焦点を当てた研究は多くない。そこで、本研究では『外国籍配偶者』の言語使用意識、母語継承意識に焦点を当てる。『外国籍配偶者』の言語使用を調査したものや母語継承に触れている先行研究は次のようなものがある。

1.3.1.1. 洪美芳(2007)

移民の母語保持、継承問題に注目し、移民社会であり多元文化政策を実施するカナダの移民伝統言語政策やその方法、法律などをまとめ台湾の現状と比較している。台湾において『外国籍配偶者』が国語を習得することは重要であると述べる一方で、台湾社会が『外国籍配偶者』の母語や文化を無視し、台湾中心または国語を中心とした政策や教育を実施していると非難している。言語は文化を代表するものであり個人を認識する根底となることから、『外国籍配偶者』の子女から母親の母語を学習する機会を奪うことは多元文化の思想が欠乏していると述べている。また、『外国籍配偶者』の子女が母親の母語を学習することは国語学習の妨げになると考えられ、子女が母親の母語を学ぶことは好意的に受け入れられていない現状があることを明らかにしている。しかし、英語学習は重要だと認識される傾向にあることから、国語学習の妨げになるのではなく台湾社会において言語の価値や地位が異なることが原因であると指摘している。

カナダの移民言語政策が台湾に全て適応できるわけではないが、そこから英語偏重意識、移民の母語や文化抑制など台湾社会が抱える問題点を浮き彫りにしている。実際に、『外国籍配偶者』に対してインタビューなどは実施していないが、先行研究などから『外国籍配偶者』の言語生活を明らかにし、台湾が掲げる多元社会に欠乏している観点として『外国籍配偶者』の母語保持や子女への母語学習支援の重要性を説いている。

1.3.1.2. 翁翠萍(2006)

台湾大紀元に掲載されているもので、国立台北科技大学と金車教育基金が台湾の小学校に通う『外国籍配偶者』の子女を対象に実施したアンケート調査を報告したものである。記事によると、**74.1%**の子女が幼少の頃から母親と一緒に本を読むことを望んでいるが、母親の国語能力によって困難が生じているようである。さらに **80.3%**が母親に国語能力の向上を期待、**35.5%**が母親にパソコン使用能力の向上を望み、**26.3%**が子女の教育観念向上を希望、**23.5%**がコミュニケーション能力の向上を希望していることから、子女の多くは母親に言語などの能力増進を望んでいる。

また、**63%**の家族が『外国籍配偶者』に国語学習を希望、**18%**が子女に『外国籍配偶者』の母語の学習を望んでいるが、**58.7%**はどちらでも良いと答え重視していない。

調査期間・人数・質問項目など詳細は不明であるが、『外国籍配偶者』の台湾における言語的地位を如実に表している調査であるといえる。

1.3.1.3. 葉郁菁(2004)

台南市居住の外国籍配偶者 **213** 名を対象に家庭適応・学校適応・社会適応の三つに分類した新文化適応についてアンケート調査を行っている。**213** 名の外国籍配偶者の出身は、中国大陸²⁰**83** 名(**39%**)、東南アジア諸国 **115** 名(**53.9%**)、その他と国として欧米諸国や日本などが **15** 名(**7.1%**)で、**213** 名中 **200** 名(**93.9%**)が女性である。欧米や日本などその他の国出身の外国籍配偶者の家庭では、東南アジア諸国出身の外国籍配偶者の家庭より二つの言語(外国籍配偶者の母語と国語あるいはホーロー語など)でコミュニケーションを図っている状況が多いことを明らかにしている。子女が自分の母語を学習することに賛成している欧米出身の外国籍配偶者は **91%**と高く、**64%**の台湾人配偶者は子女に英語と国語の使用を希望し、さらに **14%**の台湾人配偶者は家庭内で英語のみの使用を望んでいる。一方、東南アジア諸国出身の外国籍配偶者の場合、子女が自分の母語を学習することに **53%**が賛成しているが、実際に家庭内で母語を使用していると答えたのは **21%**と、欧米出身の外国籍配偶者家庭の **55%**と比べて低く、現実と希望に大きな差があることがみられる。また、東南アジア諸国出身の外国籍配偶者の家庭では国語の学習が優先され、**6** 割の台湾人配偶者が家庭内で国語のみの使用を望んでいる。さらに東南アジア諸国出身の外国籍配偶者の教育程度が小学校以下の場合、**26%**の台湾人配偶者が家庭内で東南アジア諸国出身の外国籍配偶者の母国を話題にすることを望まず、母国へ子女を訪問させることを望まない割合も **13%**ある。このようなことから、台湾の文化や言語が東南アジア諸国の文化や言語より重要と位置づけられていることがわかると指摘している。

この研究は、台湾における東南アジア諸国出身の外国籍配偶者の立場を言語的側面から明らかにしている。しかし、東南アジア諸国出身の外国籍配偶者の中に子女が自分の母語を学習することに賛成しながらも実践していない者がいたが、その理由や要因など細かな背景は明らかではない。

1.3.1.4. 蕭昭娟(2000)

彰化縣社頭郷に居住する『外国籍配偶者』**65** 名と、可能な場合にはその家族を対象にインタビューを行い、適応過程と国際結婚が地域にどのような影響を及ぼしているかを調査した研究であ

²⁰ この調査では、中国大陸出身の中に香港・マカオは含まれていない。

る。『外国籍配偶者』の婚姻への期待や結婚観・婚姻年齢・教育程度などが夫婦の関係に影響を及ぼすと述べ、家族以外に最もよく交流する地域の人や友人との関係の重要性も指摘している。子女の言語教育に関しては、『外国籍配偶者』が幼少の頃から子女に母語を教えることは非常に稀で、家族は台湾への同化を求めるため子女に母語を教えることを望まない傾向にある。また、早い時期に社頭地域に嫁いだ『外国籍配偶者』は現在と比べて人数が少なかったため母語を使用する機会が多くなく、子女が母親の母語に触れることも少なかった。しかし、現在は『外国籍配偶者』の増加に伴い母語を使用したり子女が母親の母語に触れたりする機会が増えてきていることから、子女への母語教育は以前ほど難しくないと述べている。

この研究はインタビューを 65 名に実施し、家族・地域・友人との関係をキーワードに適応過程や『外国籍配偶者』が抱える困難を浮き彫りにしている。子女への母語教育の困難な状況を明らかにする一方で、母親の母語と接する機会の増加から早い時期に来台した『外国籍配偶者』と比べて母語教育に優勢な状況を述べているが、どれだけの『外国籍配偶者』が実際そのように感じているかは明らかにされていない。

1.3.1.5. 蕭慧君(2007)

『外国籍配偶者』の家庭の言語使用の状況と両親との言語的相互作用が子女の認知能力にどのような影響を与えるかを台北に居住する 84 組の母子を対象にアンケート調査・非言語知能テスト・言語知能テストを行った。家庭内で主に父親はホロー語、母親である『外国籍配偶者』は国語を使用し、親子の会話は国語が使用されている。『外国籍配偶者』の国語能力は、会話に関してはほぼ流暢であるが、読み書きに問題を抱えていることが多い。中には、自身の国語の発音が子女に悪い影響を与えるのではないかと心配している『外国籍配偶者』もいる。また、『外国籍配偶者』が母語で子女と会話をするに対して家族は比較的肯定的である。

この研究は『外国籍配偶者』の家庭内言語使用の状況も調査しているが、子女に非言語知能テストと言語知能テストを実施し、言語使用が子女の知能にどのような影響を与えているかに焦点を当てている。母親と子女の言語的相互作用の重要性から『外国籍配偶者』の国語能力の増進支援を提案する一方、子女との言語的相互作用の機会の増進として『外国籍配偶者』の母語支援も述べている。

1.3.1.6. 謝慶皇(2004)

台南縣のある小学校に通うベトナム人とインドネシア人の母親をもつ子女 4 名、その両親、教師にインタビューを行い、子女の学業成績に焦点を当て、家庭環境や学校環境など社会的背景を調査している。社会的・経済的に不利な地位が子女の学業に直接影響を与えていないとしながら

も、『外国籍配偶者』の国語能力が子女の学習活動への参加や支援に影響を及ぼしていると述べている。また、『外国籍配偶者』による子女の就学前学習の重要性を指摘し、子女が在籍するクラスの児童に国際的な知識向上を目的として東南アジア諸国に関する包括的な情報の紹介を提案している。

言語に関しては、調査協力者であるベトナム人女性とインドネシア人女性は台湾居住期間が最低 8 年と長く、来台後、家庭や地域に適応するために国語とホロー語の習得に努め、現在では家族や外界とのコミュニケーションに関して問題はない。3 名の台湾人配偶者は妻の母語を話せず、1 名は話せるとしながらも程度は不明である。『外国籍配偶者』は子女との会話に国語やホロー語を用い、子女に対する母語教育に関しては特に行われていないのが現状である。『外国籍配偶者』が自身の文化や言語の価値を肯定するためにも、子女が日常生活の中で母親の母語に接する機会を作ることが重要だと述べている。

1.3.2. 本研究の意義

1.3.1.において、台湾における『外国籍配偶者』の言語使用や母語継承に関する先行研究を概観した。いずれの研究も様々な特徴をもち、一定の研究成果を挙げていると思われる。しかし、これらの研究は言語使用や母語継承を扱ってはいるが、調査項目の一つに過ぎないため曖昧な部分が多いことは否めない。子女に母語教育を実施していると述べながらも、実際どのように、またどの程度子女が理解するのかはいずれも不明である。また、『外国籍配偶者』の言語に関するものは、台湾社会への適応を促進するための国語学習に焦点が当てられる傾向にあり、『外国籍配偶者』の母語保持や母語継承は簡潔に触れられることはあっても主題として論じられてこなかった。『外国籍配偶者』の言語問題は常に台湾社会からの視点から語られがちなのである。

本研究では以上の先行研究を踏まえたうえで調査・分析・考察を加えていくことにする。本研究の意義は次の通りである。

まず、第一に本研究はインタビュー形式を採用しているため、『外国籍配偶者』の考えや家族の考えにより一歩近づくことができると考える。また、インタビューにおける語り方や家族の関わり方を観察することも、台湾における東南アジア諸国出身の女性の立場を考察するうえで非常に重要であるといえる。

第二に、「外籍新娘」とひとくくりにして語られる傾向にあるが、『外国籍配偶者』は個々に異なる背景をもつ。個々の背景を明らかにすることで、言語使用意識や母語継承意識に関わる要因をより明確にすることができると考えられる。どのような要因が言語使用意識や母語継承意識に違いを生じさせるのかを明らかにすることで、台湾社会が『外国籍配偶者』に対してどのような対応をする必要があるのかを考えることができると考えられる。これらが本研究の意義である。

1.3.3. 本論文のアウトライン

本論文では、まず第2章で台湾における外国籍配偶者について概観する。また、『外国籍配偶者』の来台の背景や要因、実態を統計資料などを用いてまとめることで、『外国籍配偶者』が台湾においてどのように位置づけられているのかがみえてくると考えるからである。第3章では、言語に関する台湾政府の対応をまとめる。第4章では、研究の方法として主要調査地、調査協力者、調査方法、調査項目を説明する。第5章では、調査結果を項目毎にまとめ、インタビュー調査のデータを分析し考察する。また、嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の活力と危機度をユネスコの指標を用いて査定する。終章は、本論文のまとめ、今後の課題、むすびで構成されている。

2. 台湾における外国籍配偶者

2.1. 外国籍配偶者とは

台湾人と結婚した外国人は男女を問わず「外籍配偶(外国籍配偶者)」と呼ばれる。しかし、台湾には「外籍配偶」よりもより社会に浸透している固有名詞が存在する。その中でも日常的に用いられているのが「外籍新娘」と「大陸新娘」である。「大陸新娘」は「台湾人男性と結婚した中国大陸出身の女性」のことを意味する。「外籍新娘」とは「台湾人男性と結婚した外国籍の女性」のことを意味するが、一般的には「台湾人男性と結婚した東南アジア諸国出身の女性」のことを指して用いられる。施他(2007a)によると、「新娘」とは結婚間もない新妻のことで、「まだ家族の一員として成り切れていない、つまり家族として認められていない意味をも含まれている単語」(施他 2007a:123)である。施他(2007a)も述べているように、台湾人男性と結婚したアメリカ籍やヨーロッパ籍の女性は「洋媳婦」、日本籍の女性は「日本媳婦」と呼ばれ、アメリカ籍や日本籍の女性には「新娘」ではなく「媳婦」という呼称が用いられることから「外籍新娘、大陸新娘」という呼称に差別的な意味合いが含まれていることは明らかである。このように異なった呼称が用いられる理由には、中国大陸や東南アジア諸国出身の女性が来台する背景や要因²¹も影響していると考えられる。

また、「新娘」とは「新妻、花嫁」を意味するが、来台して10年以上経ち、一般的に「新妻、花嫁」には当てはまらなると考えられる場合でも中国大陸や東南アジア諸国出身の女性を指し用いられている。言葉の意味を考えると非常に奇妙なことであるが、「外籍新娘、大陸新娘」という固有名詞は一つのカテゴリーとして使用され、「問題要因」として扱われがちな中国大陸や東南アジア諸国出身の女性を総称するのに便利な機能を併せもつと同時に、カテゴリー化された中国大陸や東南アジア諸国出身の女性はさらに偏見の目で周囲からみられるようになる。

近年、中国大陸や東南アジア諸国出身の女性を尊重しようと「外籍配偶」や「大陸配偶」、また2003年に夏曉鵬と婦女新知基金会により開催された『「請叫我 - - -」讓新移民女性說自己徵文活動』において中国大陸や東南アジア諸国出身の女性たち自身が自分たちを指す呼称として選んだ「新移民女性」、また「新住民」といった新しい固有名詞が使われ始めている。しかし、実社会の中でこれらの呼称がどれだけ浸透しているかは大いに疑問であり、現在も中国大陸や東南アジア諸国出身の女性を指し「外籍新娘、大陸新娘」という呼称が一般的に用いられていることは否めない事実である。

一方、台湾における「外籍新娘/配偶」と「大陸新娘/配偶」の受け入れられ方には違いがあるようである。「外籍」とは外国籍という意味で、中国大陸出身の女性は「外籍新娘/配偶」ではなく

²¹ 東南アジア諸国出身の女性が来台する背景や要因に関しては「2.3. 東南アジア諸国出身の女性の来台背景とその要因」で述べることにする。

「大陸新娘/配偶」と呼ばれることから外国籍とは認識されていないようである。台湾内政部が発行する統計資料などをみると、「大陸新娘、外籍新娘」ではなく「大陸配偶、外籍配偶」という呼称が使われており、「大陸配偶」は「外籍配偶」と分けられてまとめられている²²。また、帰化申請の資格要件²³をみても、「外籍配偶」には言語能力が求められるが「大陸配偶」には課されていないことから、言語や文化などの共通点が多い「大陸新娘/配偶」と共通点がない「外籍新娘/配偶」の台湾社会による受け入れられ方は異なるようである。

2.2. 台湾における国際結婚の動向

表 2 は、新郎もしくは新婦が外国籍の結婚登記数と全体に占める割合をまとめたものである。表 2 をみると、台湾で結婚登記を行ったカップルのうち台湾人と外国籍の人という組み合わせは 2000 年初期では約 3 割を占めていたが、「2004 年以降国際結婚の登記に際して、偽装結婚の防止や男性の扶養能力の有無を確かめるため審査基準が厳格になった」(横田 2008:85)ことから徐々に減少し、2006 年以降は 2 割に満たない。

表 2 新郎もしくは新婦が外国籍の結婚登記数と全体に占める割合²⁴(単位：人数)

| 2001 年 | 2002 年 | 2003 年 | 2004 年 | 2005 年 | 2006 年 | 2007 年 | 2008 年 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 46,202 (27.10%) | 49,013 (28.39%) | 54,634 (31.86%) | 31,310 (23.82%) | 28,427 (20.14%) | 23,930 (16.77%) | 24,700 (18.29%) | 21,729 (14.03%) |

夏(2000)によると、1980 年代から徐々にタイやフィリピン出身の女性が台湾の農村部居住の台湾人男性と結婚していたようだが、「台湾官方對於『外籍新娘』來台人數的掌握非常遲緩。直至一九九四年才有統計數字(台湾政府が來台する『東南アジア諸国出身の女性』の人数を把握したのは非常に遅く、1994 年になってやっと統計がとられた)」(夏 2000:65)。統計がとられ始めた 1994 年から 2000 年までの東南アジア諸国出身の配偶者査証の総計をまとめたものが表 3 である。

表 3 から、1990 年代初めはインドネシア人女性が多かったことがわかる。夏(2000)も、1990 年代初期、東南アジア諸国出身の女性を妻として迎えるために台湾人男性が訪れる主要な行き先がインドネシアであったと指摘している。しかし 1990 年代中頃になると、インドネシアに代わってベトナム人女性が大部分を占めるようになる。ベトナム人女性が急増する背景に関して奥島

²² 台湾内政部などが発行する統計資料では、「大陸配偶」と「外籍配偶」の二つに分けられている。「大陸配偶」は中国大陸・香港・マカオ出身者のことを指し、「外籍配偶」はそれ以外の国全ての出身者を指す。

²³ 帰化申請の資格要件に関しては、「3.1. 中国大陸出身以外の外国籍配偶者に関する帰化申請資格要件」で詳しく述べる。

²⁴ 内政部入出国及移民署全球資訊網(http://www.immigration.gov.tw/aspcode/index_ch_main.asp 2009 年 3 月 2 日検索)を参考に筆者が作成。大陸も含む。

(2008)は、『色白で仏教徒で華人に近い』、『(台湾人男性からみて)美人である』(奥島 2008:35-36)といったようなベトナム人女性に対して台湾人がもつ「容姿」、「従順さ」、「勤勉さ」のイメージを指摘し、台湾人が配偶者としてベトナム人女性を好んで選ぶようになったと述べている。また、インドネシア人女性の査証取得に数ヶ月から1年かかること(夏 2000)、台湾人と結婚するインドネシア人女性の大部分は客家系などの華僑であり(夏 2002)対象となるインドネシア人女性が減少したこと、さらに1994年に台湾がベトナムと投資保障協定を結んだことで台湾人男性や仲介業者がベトナムへ目を向けるようになったことなどがベトナム人女性増加の要因だと考えられる。

表3 核發國人之東南亞各國籍配偶簽證統計表²⁵(東南アジア各国毎の配偶者査証発行統計表)

(単位：人数)

| 国名 期間 | インドネシア | マレーシア | フィリピン | タイ、 ミャンマー | シンガポール | ベトナム | 総計 |
|----------|--------|-------|-------|--------------|--------|--------|--------|
| 1994 | 2,247 | 55 | 1,183 | 870 | 14 | 530 | 4,899 |
| 1995 | 2,409 | 86 | 1,757 | 1,301 | 52 | 1,969 | 7,574 |
| 1996 | 2,950 | 73 | 2,085 | 1,973 | 18 | 4,113 | 11,212 |
| 1997 | 2,464 | 96 | 2,128 | 2,211 | 50 | 9,060 | 16,009 |
| 1998 | 2,331 | 102 | 544 | 1,173 | 85 | 4,644 | 8,879 |
| 1999 | 3,643 | 106 | 603 | 1,230 | 12 | 6,790 | 12,384 |
| 2000 | 3,643 | 65 | 487 | 1,259 | 3 | 12,327 | 19,397 |
| 合計 | 19,687 | 583 | 8,787 | 10,017 | 234 | 39,433 | 80,354 |

内政部戸政司全球資訊網²⁶の統計資料によると、2009年1月末時点で台湾には414,699名²⁷の外国籍配偶者が生活している。出身国の内訳をみると、香港、マカオを含める中国大陸出身者が274,921名(66.29%)で、その他の国出身者が139,778名(33.71%)である。その他の国出身の内訳は、表4にまとめたように東南アジア諸国が名を連ね上位を占めている。また、東南アジア諸国の中でも先に述べたようにベトナム出身者が圧倒的に多い。

表4 その他の国の内訳と全体に占める割合²⁸(単位：人数)

| ベトナム | インドネシア | タイ | フィリピン | カンボジア | 日本 | 韓国 | その他 |
|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|-------------------|
| 80,831 (57.83%) | 26,132 (18.70%) | 8,289 (5.93%) | 6,375 (4.56%) | 4,414 (3.16%) | 2,769 (1.98%) | 884 (0.63%) | 10,084 (7.21%) |

²⁵ 王 2001:108 より引用。王(2001)によると、資料元は外交部領事事務局核發國人之東南亞各國籍配偶簽證數量統計表だが、確認したところ発見できなかったため引用した。

²⁶ 内政部戸政司全球資訊網(<http://www.ris.gov.tw/> 2009年2月25日検索)より。

²⁷ 台湾国籍への帰化取得者含む。

²⁸ 内政部戸政司全球資訊網(<http://www.ris.gov.tw/> 2009年2月25日検索)を参考に筆者が作成。

男女の割合をみると、中国大陸出身が男性 **16,738 名(6.09%)**、女性 **258,183 名(93.91%)**で、その他の国出身が男性 **10,409 名(7.45%)**、女性 **129,369 名(92.55%)**と、中国大陸出身、その他の国出身ともに女性の割合が圧倒的に高い。その他の国出身の国別の男女の割合は表 5 にまとめた。注目すると、タイを除く全ての東南アジア諸国は日本や韓国と異なり、女性と男性の割合の差が歴全としている。

表 5 その他の国出身の男女の割合²⁹(単位：人数)

| ベトナム | | インドネシア | | タイ | |
|--------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 185(0.23%) | 80,646(99.77%) | 362(1.39%) | 25,770(98.61%) | 2,479(29.91%) | 5,810(70.09%) |
| フィリピン | | カンボジア | | 日本 | |
| 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 393(6.16%) | 5,982(93.84%) | 3(0.07%) | 4,411(99.93%) | 1,277(46.12%) | 1,492(53.88%) |
| 韓国 | | その他 | | | |
| 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| 232(26.24%) | 652(73.76%) | 5,478(54.32%) | 4,606(45.68%) | | |

2009年1月末時点で『外国籍配偶者』³⁰が多く居住する地域としては、台北縣 **19,092 名(15.57%)**、桃園縣 **13,611 名(11.10%)**、台中縣 **8,578 名(7.00%)**、彰化縣 **8,315 名(6.78%)**、高雄縣 **7,111 名(5.80%)**、屏東縣 **6,958 名(5.68%)**、台北市 **6,320 名(5.15%)**、台南縣 **5,882 名(4.80%)**、高雄市 **5,855 名(4.78%)**、雲林縣 **5,812 名(4.74%)**と続く。一方、人口に対して『外国籍配偶者』³¹の占める割合が高い地域(2009年1月末時点)は、澎湖縣 **0.91%**、嘉義縣 **0.89%**、新竹縣 **0.88%**、雲林縣 **0.80%**である。また、2008年に結婚登記を行ったカップルのうち台湾人男性と東南アジア諸国出身の女性という組み合わせの割合が高い地域は、連江縣(**6.67%**)、嘉義縣(**6.35%**)、苗栗縣(**6.31%**)、台東縣(**5.75%**)と続く。夏(2000)によると、彰化・屏東・雲林は台湾の主要な農業地域で、桃園縣・高雄縣・台中縣は半工業・半農業地域、台北縣は工業区が集中している地域であることから『外国籍配偶者』の多くは農業や工業が盛んな地域に居住していることがわかる。また、連江縣、澎湖

²⁹ 内政部戸政司全球資訊網(<http://www.ris.gov.tw/> 2009年2月25日検索)を参考に筆者が作成。

³⁰ ここで指す『外国籍配偶者』はベトナム・インドネシア・タイ・フィリピン・カンボジア出身者である。内政部戸政司全球資訊網(<http://www.ris.gov.tw/> 2009年2月25日検索)の資料では、中国大陸・ベトナム・インドネシア・タイ・フィリピン・日本・韓国以外はその他の国としてまとめられているため、先に述べた5ヶ国以外の東南アジア諸国の詳細は不明である。

³¹ ここで指す『外国籍配偶者』はベトナム・インドネシア・タイ・フィリピン・カンボジア出身者である。内政部戸政司全球資訊網(<http://www.ris.gov.tw/> 2009年2月25日検索)の資料では、中国大陸・ベトナム・インドネシア・タイ・フィリピン・日本・韓国以外はその他の国としてまとめられているため、先に述べた5ヶ国以外の東南アジア諸国の詳細は不明である。

縣のような離島にも多いことがわかる。

2.3. 東南アジア諸国出身の女性の来台背景とその要因

2.3.1. 東南アジア諸国出身の女性の来台背景

東南アジア諸国出身の女性は 1994 年に台湾政府が開始した「南向政策」を機に、増加し始めた。夏(2002)などは、多くの企業が東南アジア諸国へ進出したことから台湾人男性が仕事のために赴いた先で現地の女性と出会う機会が増えたと述べている³²。また、夏(2000)によると、1980年代から徐々にタイやフィリピン出身の女性が台湾の農村部居住の台湾人男性と結婚していたようだが、台湾政府が人数を把握したのは 1994 年になってからである。このことから、台湾政府の東南アジア諸国出身の女性に対する関心の低さがみてとれる。

佐藤(1989)によると、日本では農村の結婚難を解消すべく行政主導型で国際結婚が推し進められた。一方、台湾政府は日本政府のように積極的に国際結婚を促していないが、再生産領域における労働力を補うという点では一致している(夏 2000)。台湾人男性と東南アジア諸国出身の女性の出会いに関しては、仲介業者を通して出会うケース、外労(外国人労働者)として働く外国人女性と台湾で知り合うケース、台湾人と結婚した外国人女性自身が姉妹・親戚・友人などを紹介するケースなど多種多様である。「外籍新娘」と称される東南アジア諸国出身の女性と台湾人男性は仲介業者を利用して知り合うように思われがちであるが、蔡盈修、蕭新煌(2007)で紹介されている内政部による台湾の外国籍配偶者の生活状況に関する調査報告³³や王(2001)などによると、紹介で来る人も多いようである。

夏(2000)や王(2001)によると、ベトナム人女性と結婚する台湾人男性は平均 2 千米ドルから 3 千米ドルを結納金として女性の家族に渡しているようである。また王(2001)によると、仲介業者は仲介費用として約 35 万台湾ドルを要求し、そのうち約 5 万台湾ドルから 10 万台湾ドルが結納金として含まれている。国際結婚の仲介に関しては、結婚の商品化や人権などから問題視されてきた。2007 年 12 月 26 日に修正された入出國及移民法の第 58 条³⁴では、国際結婚の仲介に関して次のように述べられている；(1)国際結婚の仲介を営業として行うことは許されない；(2)国際結婚の仲介により報酬の要求や契約をすることは許されない；(3)広告物、出版物、ラジオ、テレビ、インターネットなどの公衆に伝える方法を用いて、国際結婚の仲介を宣伝することは許されない。

³² 多くの文献が述べているが、実際にどの程度いたのかは不明である。

³³ 蔡盈修、蕭新煌(2007)によると、2003 年に内政部によって行われた台湾の外国籍配偶者の生活状況に関する調査で、175,909 名の外国籍配偶者にインタビューを行っている。来台の経緯に関しては、46.5%が親戚からの紹介で、35.9%が仲介業者を介して台湾人と結婚している。Ministry of the Interior による The Investigated of Foreign and Mainland Spouses Living Conditions in 2003 という報告で、<http://www.ris.gov.tw/ch4/0930617-1.doc> より入手とあるが、現在は繋がらないため蔡盈修、蕭新煌(2007)を参考にした。

³⁴ 全國法規資料庫(<http://law.moj.gov.tw/> 2009 年 5 月 4 日検索)より。

さらに、国際結婚の仲介に関する宣伝を委託・受託・自身で行った場合には、入出國及移民法第78条³⁵に設けられた罰則により10万台湾ドル以上50万台湾ドル以下の罰金に処せられる。仲介に関する法律の修正により、今後、東南アジア諸国出身の女性の来台の背景に影響がでることが予想される。

2.3.2. 東南アジア諸国出身の女性の来台要因

2.3.2.1. 台湾に内在する要因

台湾に内在している要因としては、台湾人女性の自立意識の増加により結婚をあえて選択しない女性の増加と台湾人男性の父権の観点がよく挙げられる。台湾女性史入門編纂委員会編(2008)によると、台湾の夫婦の家事労働にはいまでも歴然とした性別役割分担があり、職をもち経済的に自立した女性は晩婚あるいは非婚を選択する割合が増加している。表6は、台湾の男女婚姻平均年齢をまとめたものである。

表6 台湾の男女婚姻平均年齢³⁶(単位：年齢)

| | | 1978年 | 1988年 | 1998年 | 2007年 |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻平均年齢 (初婚) | 男 | 27.4 | 28.8 | 29.8 | 31.0 |
| | 女 | 23.7 | 25.5 | 26.0 | 28.1 |

表6から、2007年の初婚婚姻平均年齢は1978年と比べて、男性3.6歳、女性4.4歳増加していることがわかる。また、表7は30歳以上の男女に焦点を当て配偶者がいる割合をまとめたものである。表7をみると、2008年の30歳以上で配偶者がいる割合は1989年と比べて、男性9.96%、女性13.57%減少している。

表7 台湾における30歳以上で配偶者がいる割合³⁷(単位：%)

| | | 1989年 | 1995年 | 2001年 | 2008年 |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 30歳以上で配偶者がいる割合 | 男 | 81.93 | 79.27 | 77.25 | 71.97 |
| | 女 | 79.87 | 76.87 | 72.57 | 66.30 |

さらに、2007年末時点の15歳以上人口教育レベル³⁸をみると、男性の大学・専門学校以上の比率は33.55%、女性は32.14%とほぼ同じである。しかし、近10年の大学・専門学校以上の教

³⁵ 全国法規資料庫(<http://law.moj.gov.tw/> 2009年5月4日検索)より。

³⁶ 内政部戸政司全球资讯网(<http://www.ris.gov.tw/> 2009年3月7日検索)を参考に筆者が作成。

³⁷ 内政部戸政司全球资讯网(<http://www.ris.gov.tw/> 2009年3月7日検索)を参考に筆者が作成。

³⁸ 内政部統計處通報(<http://www.moi.gov.tw/stat/index.aspx> 2009年3月7日検索)の2008年第16週「我國15歳以上人口教育程度統計」より。

育レベルをもつ人口平均年増率は男性が **8.03%** に対し、女性は **10.35%** と **2.32%** も女性が上回っており、女性の上昇スピードが男性よりも速く女性の高学歴化が進んでいることがわかる。

高学歴化に伴い女性の社会進出も盛んになってきた。表 8 は性別別にみた労働力参与率をまとめたものである。男性をみると年々下降の一途をたどり、この 30 年で 10% 近く減少している。一方、女性の労働力参与率は緩やかに上昇し、この 30 年で 10% 以上の増加がみてとれる。

表 8 台湾の性別別労働力参与率³⁹(単位：%)

| | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2008年 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男 | 76.36 | 75.01 | 73.29 | 71.56 | 69.27 | 67.72 | 67.00 |
| 女 | 39.20 | 42.97 | 44.03 | 45.44 | 45.82 | 47.91 | 49.72 |

職をもつことで経済的に自立する女性が増え、晩婚や結婚をしない選択をする女性が増加しつつあることがわかる。また台湾の未婚男女の人口⁴⁰をみると、男性が **5,649,494** 名に対して女性は **4,856,933** 名と 80 万人近く男性の方が多いたのが現状である。落合(2007)によると、台湾は父系制親族集団をもち、男児が好まれるため出生性比がアンバランスである。台湾のこのような男女比の不均衡もまた台湾人男性が中国大陸や東南アジア諸国出身の女性と結婚する要因の一つだといえるだろう。

さらに王(2001)や蕭(2000)などの研究から、中国大陸や東南アジア諸国出身の女性と結婚する台湾人男性の社会経済的地位は中下層に属し、居住地も農業や工業を中心とする地域や大都市周辺の傾向がある。このような背景の台湾人男性と結婚することを台湾人女性が敬遠しているとも考えられる。

また、台湾人男性の父権の観点から考えると、施他(2007a)は、台湾人男性の中には配偶者に仕事だけでなく家事一般の負担を求めたり、家庭内において経済的にも立場的にも優位に立つことを希望したりすることから、「従順」で「勤勉」な女性を求める者もいるようである。仲介業者が、「男性を立てる優しくて素直な女性」というイメージを東南アジア諸国の女性に投影させ台湾人男性に紹介していることもそれに関係していると考えられる。

2.3.2.2. 東南アジア諸国出身の女性が直面する要因

東南アジア諸国から女性が台湾人男性の配偶者として来台する要因としては、多くが経済に起

³⁹ 行政院主計處(<http://www.dgbas.gov.tw/mp.asp?mp=1> 2009年3月8日検索)「97年人力運用調査報告 表1 歴年性別與婚姻狀況別労働力參與率」を参考に筆者が作成。この表は男女の婚姻状況(未婚、既婚または同居、離婚・別居または死別、平均)によってまとめられている。表 8 は、平均を採用して作成した。

⁴⁰ 内政部戸政司全球資訊網(<http://www.ris.gov.tw/> 2009年3月8日検索)より。2008年度末時点の数値である。また、離婚・死別は除く。

困しているといわれている。夏(2000)や施他(2007a)などによると、「而對於東南亞的女性而言、除了出國打工外、「婚姻」更成爲脫離困境的出路(東南アジア諸国の女性にとって海外へ働きに行く以外に、『結婚』が苦境から抜け出す道)」(夏 2000:79)であり、「比較的社會經濟狀態の思わしくない彼女らの母国から、好環境である台湾へ結婚という選択をし、移民することにより、彼女ら自身の能力向上を含めた未来への可能性拡大に期待を持っている」(施他 2007a:123)。また **Asia Pacific Missing for Migrants** の 2007 年の報告書によると、外国人男性⁴¹と結婚した東南アジア諸国の女性が答えた結婚の要因として安定した經濟や仕事、査証、愛、好奇心や外国に住みたかった、家族問題からの脱出などが挙げられているが、最多は安定した經濟や仕事であった。東南アジア諸国出身の女性は、様々な要因に後押しされ来台していると考えられる。

2.4. 外国籍配偶者の子女の動向

外国籍配偶者の増加に伴い、外国籍配偶者の子女、特に「新台湾之子(新台湾の子)⁴²」と呼ばれる子女の増加が近年著しい。増加する外国籍配偶者の子女の就学数推移をまとめたものが表 9 である。

表 9 をみると、2008 年の外国籍配偶者の子女の小学校・中学校就学数は約 13 万人である。2005 年台湾における小学校・中学校就学数⁴³は約 278 万人で、2008 年には約 263 万人まで減少している一方、外国籍配偶者の子女の小学校・中学校就学数の推移をみると、年々増加傾向にあることがわかる。2005 年には約 6 万人であったが、2008 年には約 13 万人と 2 倍以上の増加がみられる。

表 9 外国籍配偶者の子女の就学数と台湾における就学数全体に占める割合⁴⁴(単位：人数)

| 年度 | 総数 | 小学校 | 中学校 |
|--------|----------------|----------------|---------------|
| 2005 年 | 60,258(2.17%) | 53,334(2.91%) | 6,924(0.73%) |
| 2006 年 | 80,166(2.91%) | 70,797(3.94%) | 9,369(0.98%) |
| 2007 年 | 103,600(3.83%) | 90,958(5.19%) | 12,642(1.33%) |
| 2008 年 | 129,899(4.94%) | 113,173(6.75%) | 16,726(1.76%) |

また、2008 年の外国籍配偶者の子女の外国人親の国籍は、中国大陸 46,985 名(36.17%)、ベトナム 36,998 名(28.48%)、インドネシア 25,415 名(19.57%)、フィリピン 5,419 名(4.17%)、タイ 3,975 名(3.06%)、カンボジア 2,580 名(1.99%)、ミャンマー 2,261 名(1.74%)、マレーシア 1,794

⁴¹ 台湾、香港、日本、韓国の男性のことである。

⁴² 台湾人男性と中国大陸及び東南アジア諸国出身の女性との間に誕生した子どもの総称。

⁴³ 教育部統計處(<http://140.111.34.54/statistics/index.aspx> 2009 年 2 月 25 日検索)より。

⁴⁴ 教育部統計處(<http://140.111.34.54/statistics/index.aspx> 2009 年 2 月 25 日検索)を参考に筆者が作成。

名(1.38%)、日本 1,013 名(0.78%)、アメリカ 630 名(0.48%)、韓国 623 名(0.48%)、シンガポール 183 名(0.14%)、カナダ 129 名(0.10%)、その他 1,894 名(1.46%)と 9 割以上が中国大陸・東南アジア諸国である。さらに、2005 年・2006 年には中国大陸、インドネシア、ベトナムの順であったが、2007 年・2008 年には中国大陸、ベトナム、インドネシアの順になっていることからベトナム出身の外国籍配偶者の増加により、今後さらにベトナム出身の親をもつ子女の増加が予想される。

3. 言語に関する台湾政府の対応

3.1. 中国大陸出身以外の外国籍配偶者に関する帰化申請資格要件⁴⁵

台湾人と結婚した外国籍配偶者は結婚後に戸政事務所では結婚登記をする必要がある。申請人が台湾以外にいる場合は駐外館處で居留査証を、申請者がすでに停留査証をもち台湾に入国している場合には外交部領事館事務局で居留査証への変更申請を実施し、その後内政部入出國及移民署にて外僑居留證を申請することになる。さらに、合法的に 3 年以上継続して居留、かつ毎年 183 日以上の上居留事実があると台湾への帰化に必要な「準歸化中華民國國籍證明」の申請ができる。

「準歸化中華民國國籍證明」の申請には、品行方正、無犯罪記録、一定の財産もしくは専門技能や自立・生活保障の証明、基本言語能力及び国民権利義務基本常識が必要になる。

一定の財産の証明として、以前は 38 万 160 台湾ドルが必要であり、基本給料の上昇により 2008 年 7 月 1 日には 41 万 4,720 台湾ドルにまで調整⁴⁶された。しかし、2008 年 11 月 14 日に修正された「國籍法施行細則⁴⁷」第 7 条の規定によると、一定の財産もしくは専門技能や自立・生活保障の証明とは次のうちのどれか一つを満たせば良い；(1)国内の収入、納税、動産及び不動産資料；(2)雇用証明あるいは申請者自身が仕事内容と所得を書面で説明；(3)台湾政府機関発行の専門職業及び技術人員あるいは技能検定証明；(4)その他に自立あるいは生活保障を証明する資料。また、先に挙げた証明は、台湾に戸籍をもつ配偶者・配偶者の両親・両親によるものでも構わない。財産証明の条件に関しては以前から人権問題の視点からも論争されていた。台湾人と結婚した中国大陸や東南アジア諸国出身の女性の家庭は経済環境が好ましくない傾向にあること(王 2001)から、帰化申請に課せられた財産証明の条件を満たすことは容易ではなかったからである。しかし、現在は先に挙げた(1)から(4)のうち一つを満たせば良い。帰化する際に高いハードルになっていた財産証明が不要になったことは、非常に大きな前進である。

また、2006 年 1 月 1 日より帰化申請に基本言語能力及び国民権利義務基本常識が必要になる。「歸化取得我國國籍者基本語言能力及國民権利義務基本常識認定標準⁴⁸」によると次のどれか一つを満たす必要がある；(1)国内公私立学校に 1 年以上在籍した証明；(2)国内政府機関が開設する課程に一定時間(外国籍配偶者の場合はもともと 100 時間以上だったが、2006 年 8 月 23 日に 72 時間以上に修正された) 参加した証明；(3)帰化取得のための基本言語能力及び国民権利義務基本常識試験の合格証明。台湾政府は帰化申請要件にも含まれている国語の識字能力を培うための教室を開講し、国語を勉強する機会を提供している。

⁴⁵ 内政部入出國及移民署全球資訊網(http://www.immigration.gov.tw/aspcode/index_ch_main.asp 2009 年 3 月 9 日検索)と洪(2007:101-102)を参考にまとめた。中国大陸出身の外国籍配偶者は含まない。ここでは帰化申請に基本言語能力を要する中国大陸出身以外の外国籍配偶者の資格要件に焦点を当てる。

⁴⁶ 財産証明に必要な金額は行政院勞工委員會が示す基本給の 2 倍が基準になっていた。

⁴⁷ 全國法規資料庫(<http://law.moj.gov.tw/> 2009 年 3 月 9 日検索)より。

⁴⁸ 全國法規資料庫(<http://law.moj.gov.tw/> 2009 年 3 月 9 日検索)より。

3.2. 国語識字学習の支援

『外国籍配偶者』にとって、台湾で生活するうえで国語の習得は重要なことである。邱(2003a)も東南アジア諸国出身の女性の国語習得について次のように述べている。

「文字は傳輸資訊的主要工具、臺灣又是一個文字的社會、因此識字能力(指中文的聽說讀寫)的具備、對於東南亞新娘個人・家庭・及臺灣社會整體而言、都有許多正面的影響、包括了・・識字能力的具備可以提昇外籍新娘個人的資質與自信・以及她們和外界交流的能力、特別是增進與家人人的溝通、而身為母親的外籍新娘能夠識字、更有助於小孩的教育與成長、還有識字可以讓外籍新娘拓展社會生活、進一步獲取其他資訊和技術、同時也把她們具備的學經歷更加快速有效地傳遞給臺灣社會(文字は情報を伝える主要な道具であり、台湾もまた文字社会であるため、識字能力(中国語の聞く・話す・読む・書くを指す)をもつことは東南アジア諸国出身の女性自身・その家庭及び台湾社会全体にとって様々な良い影響がある・・識字能力をもつことは台湾人と結婚した外国人女性自身の資質や自信・外界との交流能力、特に家族とのコミュニケーションの増進につながり、母親である彼女たちが十分な識字能力をもつことは子女の教育や成長の助けになり、さらに識字能力は彼女たちにとって社会生活の開拓、情報や技術の獲得の助けになり、同時に台湾社会に習得した学歴と経験を伝えることにもつながる)」(邱2003a:202)。

邱(2003a)によると、台湾政府が無料で提供する国語学習の機会は主に次の2種類がある：

(1) 國小⁴⁹補校あるいは成人基本教育研修班(成教班)：教育を受けることができなかった台湾人とともに学習している。國小補校は3年で、初級班と高級班に分かれ、授業内容は国語・社会・数学・音楽・体育である。成人教育研修班は1学期3ヶ月(72時間)の授業があり、初級・中級・高級班に分かれ、1年で国語の字の書き方・文の作り方・作文能力などを培うことを目的としている。

(2) 外裔配偶華語班あるいは識字生活班：主に中国大陸や東南アジア諸国出身の女性を対象にした教室で、識字能力以外に台湾での生活に関する技能や知識も学習する。このような教室は政府・各縣市政府・民間団体などが主催もしくは共催などの方法で運営しており、経費は政府・各縣市政府の補助・募金・自ら用意するなど様々な方法で集められる。

筆者が嘉義縣民雄郷の民雄小学校で開講されている國小補校を見学した際、参加していた20名前後の学生⁵⁰のうち約3割が台湾人女性で、約7割が中国大陸⁵¹と東南アジア諸国出身の女性で

⁴⁹ 國小とは國民小学のことで、小学校という意味である。

⁵⁰ 民雄小学校の國小補校初級クラスの教師によると、2009年2月時点で初級クラスには32名の学生が登録されているが、7名が仕事や妊娠などのため休学している。毎日の授業の参加者は20名前後である。

⁵¹ 邱(2003a)によると、中国大陸出身の女性は繁体字、注音記号(国語の発音記号のこと)、拼音(国語をローマ字で

あった。基本的に教育を受けることができなかつた人を対象に開講されているため、日本やアメリカ出身の女性が教室を訪問することはないようである。民雄小学校で開かれている國小補校では、国語だけでなく算数や社会の授業もある。筆者が訪問した際には、算数の授業では掛け算や割り算が、国語の授業では注音符号、漢字、辞書の引き方などが教えられており、子女を横に座らせ宿題をさせながら授業を受けている女性が多くみられた。

4. 調査概要

4.1. 主要調査地



図1 嘉義縣の位置図⁵²



図2 民雄郷の位置図⁵³

主要調査地は、台湾の西南部に位置する嘉義縣⁵⁴にある民雄郷である。嘉義縣は**2市2鎮14郷**⁵⁵の行政区分で構成されている農業が主要な地域である。**2009年1月末時点**で人口に対して『外国籍配偶者』の占める割合が高い地域として台湾全土で**第2位**、**2008年**に結婚登記を行ったカップルのうち台湾人男性と東南アジア諸国出身の女性という組み合わせの割合が高い地域としても台湾全土で**第2位**である。また嘉義縣政府主計處⁵⁶の**2007年**人口概況によると、新生児の母親が外国人である比率が台湾全土で**第1位**で、約**6人**の新生児に対して**1人**が外国人女性の子女である⁵⁷。

民雄郷⁵⁸は嘉義縣の中北部にあり、総面積**85.4969**平方メートル、嘉義縣で最多の人口**72,715**名(**2009年3月末時点**)が住む。国立中正大学や国立嘉義大学の民雄校区、呉鳳技術学院といった大学や**3箇所**の高中職校があり**3万人**の学生が生活することや頭橋工業区や民雄工業区もあることから、農業だけでなく商業や工業も盛んである。また、民雄郷では国語だけでなく、日常的に

⁵² 嘉義縣の位置図は、繁体字版 Wikipedia の「嘉義縣」(2009年4月2日検索)より。

⁵³ 民雄郷の位置図は、繁体字版 Wikipedia の「民雄郷」(2009年4月2日検索)より。

⁵⁴ 嘉義縣の基本データは、嘉義縣政府全球資訊網(<http://www.cyhg.gov.tw/chinese/index.aspx> 2009年4月5日検索)より。

⁵⁵ 嘉義縣は、**2市**(太保市、朴子市)、**2鎮**(布袋鎮、大林鎮)、**14郷**(民雄郷、溪口郷、六脚郷、東石郷、義竹郷、鹿草郷、水上郷、中埔郷、竹崎郷、梅山郷、番路郷、大埔郷、新港郷、阿里山郷)で構成されている。

⁵⁶ 嘉義縣政府主計處(<http://www.cyhg.gov.tw/accounting/chinese/index.aspx> 2009年4月5日検索)より。

⁵⁷ **2007年度**における嘉義縣の新生児は**4,874**名で、そのうち母親が外国籍の新生児の割合は**16.56%**と台湾全土で**第1位**である。台湾地区の平均割合は**9.47%**である。

⁵⁸ 民雄郷の基本データは、民雄郷公所全球資訊網(<http://www.mschi.gov.tw/> 2009年4月6日検索)より。

ホーロー語も使用されている。嘉義縣において 2007 年に台湾人と結婚した外国籍の人は 642 名で、そのうち外国籍の人が女性であるケースは 620 名であった。そして、620 名中最多の 80 名が民雄郷居住⁵⁹であり、嘉義縣の中でも民雄郷は台湾人と結婚した外国人女性が多い地域である。嘉義縣政府主計處に確認したところ⁶⁰、2009 年 3 月末時点で民雄郷には 1,440 名の外国籍配偶者が居住しており、うち中国大陆出身が 775 名(53.8%)、ベトナム出身が 430 名(29.9%)、インドネシア出身が 134 名(9.3%)、タイ出身が 37 名(2.6%)、カンボジア出身が 18 名(1.3%)、フィリピン出身が 6 名(0.4%)、その他の国出身が 40 名(2.8%)である。2008 年、民雄郷の外国籍配偶者の子女は 511 名で、小学生が 455 名、中学生が 56 名である。

調査地として他に嘉義市、新竹縣、台中縣、台中市、彰化縣、宜蘭縣がある。新竹縣⁶¹は台湾の西北部に位置し、人口 504,768 名(2009 年 3 月末時点)が住む。農業や工商業だけでなく科学工業区も発展しており、客家語を出自言語とする客家人が多く居住する地域としても知られている。台中縣⁶²は台湾中部に位置し、人口 1,559,454 名(2009 年 3 月末時点)が生活する半農業・半工業地域である。2009 年 1 月末時点で、台湾全土で 3 番目に多い『外国籍配偶者』が生活している。台中市⁶³は台湾中部に位置し、人口 1,068,537 名(2009 年 3 月末時点)が住む。彰化縣⁶⁴は台湾の中西部に位置し、人口 1,312,981 名(2009 年 3 月末時点)が住む台湾の主要な農業地域である。2009 年 1 月末時点で、『外国籍配偶者』が多く居住する地域として台湾全土で第 4 位である。宜蘭縣⁶⁵は台湾東北部に位置する、人口 460,908 名が生活する地域である。

4.2. 調査協力者

調査は、嘉義縣、嘉義市、新竹縣、台中縣、台中市、彰化縣、宜蘭縣に居住する台湾人と結婚した東南アジア諸国出身の女性 25 名を対象に行った。表 10 は、調査協力者の一覧である。調査協力者のプライバシーを守るために、インタビューを実施した順に記号で表した。調査協力者は筆者の知り合いを通して紹介してもらった東南アジア諸国出身の女性や、その紹介者に紹介してもらった東南アジア諸国出身の女性などが中心である。私的な内容にまでおよぶインタビュー調査であるため、調査者と調査協力者の信頼関係が必要と考え、紹介という手段を使って実施した。

⁵⁹ 義縣政府主計處(<http://www.cyhg.gov.tw/accounting/chinese/index.aspx> 2009 年 4 月 5 日検索)より。

⁶⁰ 民雄郷の詳細な統計資料は、義縣政府主計處(<http://www.cyhg.gov.tw/accounting/chinese/index.aspx>)に直接連絡をとり入手した。

⁶¹ 新竹縣の基本データは、幸福竹縣新竹縣政府(<http://www.hsinchu.gov.tw/> 2009 年 4 月 25 日検索)より。

⁶² 台中縣の基本データは、台中縣政府全球資訊網(<http://www.taichung.gov.tw/index.asp> 2009 年 4 月 25 日検索)より。

⁶³ 台中市の基本データは、台中市政府全球資訊網(<http://www.tccg.gov.tw/> 2009 年 4 月 25 日検索)より。

⁶⁴ 彰化縣の基本データは、彰化縣政府全球資訊網(<http://www.chcg.gov.tw/index.asp> 2009 年 4 月 25 日検索)より。

⁶⁵ 宜蘭縣の基本データは、宜蘭縣政府全球資訊服務網(<http://www.e-land.gov.tw/mp.asp?mp=4> 2009 年 4 月 25 日検索)より。

表 10 調査協力者一覧

| 協力者 | 出身国 | 居住地 | 年齢 | 来台年 | 夫の年齢 | 子どもの年齢 | 仕事 | 夫の仕事 | 来台経緯 |
|-----|------------|--------|----|------|-------|---------------------------|--------------|------|---------|
| A | ベトナム | 新竹縣竹東鎮 | 36 | 2001 | 49 | 6 歳、2 歳 | 伝統市場での販売 | 工事現場 | 姉の親戚の紹介 |
| B | ベトナム | 新竹縣竹東鎮 | 25 | 2003 | 42 | なし | 市場内の飲食店(麺屋) | 療養中 | 親戚の紹介 |
| C | ベトナム | 新竹縣竹東鎮 | 30 | 2005 | 41 | 2 歳 | 朝食屋 | 工場勤務 | A の紹介 |
| D | ベトナム | 台中市 | 33 | 1996 | 47 | 9 歳、8 歳 | 夫婦でベトナム料理屋経営 | | 仲介 |
| E | インドネシア(華僑) | 嘉義縣民雄郷 | 36 | 1996 | 54 | 10 歳、2 歳 | 弁当屋 | 水道工事 | 仲介 |
| F | インドネシア(華僑) | 嘉義縣民雄郷 | 44 | 1994 | 46 | 12 歳 | 専業主婦 | 工事現場 | 仲介 |
| G | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 28 | 2000 | 48 | 7 歳、5 歳 | 伝統市場での販売 | 鳩の養鶏 | 仲介 |
| H | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 30 | 2000 | 31 | 6 歳、5 歳、1 歳双子 | 家族が経営の工場勤務 | | 仲介 |
| I | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 31 | 1997 | 35 | 10 歳、9 歳、1 歳 | 伝統市場での販売 | | 仲介 |
| J | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 29 | 1999 | 40 | 8 歳、7 歳、1 歳 | 工場勤務 | 運送業 | 仲介 |
| K | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 31 | 1999 | 41 | 8 歳、6 歳、1 歳 | 家族経営の美容院手伝い | 工場勤務 | 仲介 |
| L | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 34 | 2003 | 37 | 4 歳、2 歳 | 工場勤務 | 運送業 | 仲介 |
| M | ベトナム | 台中市 | 31 | 1999 | 55 | 8 歳、6 歳 | 専業主婦 | 工場勤務 | 仲介 |
| N | ベトナム | 台中市 | 30 | 2003 | 29 | 4 歳、2 歳 | 専業主婦 | 公務員 | 親戚の紹介 |
| O | ベトナム | 台中市 | 39 | 1994 | 元夫 39 | 13 歳、11 歳、6 歳 | ベトナム料理屋経営 | | 母国で知り合う |
| P | ベトナム | 台中縣神岡郷 | 32 | 2000 | 50 | 7 歳、6 歳 (他に前妻との子が 3 人) | 工場勤務 | 工場勤務 | 母国で知り合う |
| Q | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 30 | 2001 | 病死 46 | 4 歳(他に前妻との子が 2 人) | 専業主婦 | | 親戚の紹介 |
| R | ベトナム(華僑) | 彰化縣和美鎮 | 35 | 2000 | 50 | 6 歳 | 工場勤務 | 無職 | 姉の紹介 |
| S | ベトナム | 宜蘭縣壯圍郷 | 43 | 2003 | 60 | 4 歳 | スーパー勤務 | 魚の養殖 | 妹の紹介 |
| T | ベトナム | 嘉義市 | 33 | 1996 | 病死 44 | 11 歳 | ベトナム料理屋経営 | | 親戚の紹介 |
| U | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 31 | 1998 | 39 | 9 歳 | 家族で雑貨屋経営 | | いとこの紹介 |
| V | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 28 | 2000 | 52 | 7 歳、5 歳 | 家族で農業 | | 紹介 |
| W | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 26 | 2004 | 40 | 3 歳双子 | エステ | 工場勤務 | 夫の親戚の紹介 |
| X | ベトナム(華僑) | 嘉義縣民雄郷 | 40 | 1995 | 54 | 12 歳 | 親戚が経営の工場勤務 | | 親戚の紹介 |
| Y | ベトナム | 嘉義縣民雄郷 | 28 | 2001 | 48 | 6 歳、5 歳 | 専業主婦 | 工場勤務 | 仲介 |

調査地域は限定していないが、東南アジア諸国出身の女性と結婚する台湾人男性の多くが工業や農業地域に居住しブルーカラーの仕事に従事しているという鄭(1997)などの先行研究があり、本調査における調査協力者の家庭背景や居住地域をみてもその傾向は捉えられていると考える。

調査協力者は合計 25 名で、表 11 が調査協力者の居住地をまとめたものである。調査協力者の居住地は南部地区が多く、次に北部、中部の順である。調査協力者の出身国は 25 名中 23 名(92.0%)がベトナムで、2 名(8.0%)がインドネシアである。また、ベトナム出身者のうち 2 名が華僑、インドネシア出身者の 2 名も華僑である。

表 11 調査協力者の居住地

| 居住地 | 人数と割合 |
|---------|-------------|
| 嘉義縣(南部) | 14 名(56.0%) |
| 台中市(中部) | 4 名(16.0%) |
| 新竹縣(北部) | 3 名(12.0%) |
| 宜蘭縣(北部) | 1 名(4.0%) |
| 台中縣(中部) | 1 名(4.0%) |
| 彰化縣(中部) | 1 名(4.0%) |
| 嘉義市(南部) | 1 名(4.0%) |

調査協力者の平均年齢は 32.5 歳で、最年少者が 25 歳、最年長者が 44 歳と表 12 からわかるように 30 代が最多である。一方、台湾人配偶者の平均年齢は 44.7 歳で、最年少者が 29 歳、最年長者が 60 歳と表 13 にまとめたように年齢の幅が広く、調査協力者の平均年齢より台湾人配偶者の平均年齢は 12.2 歳高い。最大年齢差は 24 歳で、調査協力者の方が年長である一組は調査協力者が 1 歳年上であった。台湾滞在平均年数は 8.5 年で、最長で 14 年、最短で 3 年である。

表 12 調査協力者の年齢分布

| 年齢 | 人数と割合 |
|------|-------------|
| 20 代 | 6 名(24.0%) |
| 30 代 | 16 名(64.0%) |
| 40 代 | 3 名(12.0%) |

表 13 台湾人配偶者の年齢分布

| 年齢 | 人数と割合 |
|------|-------------|
| 20 代 | 1 名(4.0%) |
| 30 代 | 5 名(20.0%) |
| 40 代 | 12 名(48.0%) |
| 50 代 | 6 名(24.0%) |
| 60 代 | 1 名(4.0%) |

台湾人男性と離婚した調査協力者は 1 名、夫が病死した調査協力者は 2 名いた。調査協力者は

全員初婚、再婚だと答えた台湾人配偶者は**2名**で、**2名**とも前妻との間に子女⁶⁶がおり現在同居している。子女がいる調査協力者は**25名**中**24名**で、子女の合計は**46名**である。最年長の子女が**13歳**、最年少が**1歳**と表**14**からもわかるように、全体的に就学前もしくは小学校低学年の子女が多い。子女をもつ調査協力者の平均出生数は**1.9名**で、第一子は来台**1・2年**で妊娠するケースが多くみられる。また、**1世帯**の構成員の平均数は**5.8名**で、義理の両親だけでなく、義理の兄弟やその家族と同居しているケースもみられる。義父や義母と同居している調査協力者は**16名**で、同居はしていないが近所に住んでいると答えたのが**2名**と義理の両親との接触が多いことは明らかである。

表 14 調査協力者の子女の年齢分布

| 年齢 | 人数と割合 |
|--------|-------------------|
| 就学前 | 28名(60.9%) |
| 小学校低学年 | 8名(17.4%) |
| 小学校中学年 | 5名(10.9%) |
| 小学校高学年 | 4名(8.7%) |
| 中学校以上 | 1名(2.2%) |

調査協力者の仕事に関しては、飲食店・工場勤務・家族や親戚の事業の手伝いなどが多くみられる。専業主婦であると答えたのは**5名**で、そのうち**3名**は来台後就業経験がないと回答した。夫の仕事を見ると、工場勤務などのブルーカラーの仕事が多く、**1名**のみが公務員だと答えた。無職だと答えた台湾人配偶者は**2名**で、そのうち**1名**は療養中である。

来台の経緯については、仲介業者を利用したのが**11名(44.0%)**、紹介が**12名(48.0%)**、母国で知り合ったと答えたのが**2名(8.0%)**である。紹介に関しては、親戚による紹介が最多で、先に台湾人男性と結婚し台湾で生活している姉妹や知り合いなどによる紹介が多くみられる。

4.3. 調査方法

調査方法は、アンケートの質問項目に沿うかたちで、筆者が一人一人の調査協力者にインタビューを実施した。調査をするにあたり、筆者、筆者の知り合いもしくは通訳者が事前に調査協力者やその家族に本調査の趣旨説明をしたうえで調査協力者の自宅などで行った。調査時間は**1人30分**から**2時間**程度で、一度のみの場合もあれば、数回話を聞くことができた協力者もいる。また、インタビューの際には国語の通訳を同席させている。通訳者には事前に、本研究の趣旨や筆者の考えを説明し、インタビューに備えてもらった。インタビューの環境が作りにくいいため録音

⁶⁶ 本調査では、台湾人配偶者が前妻との間にもうけた子女は除いている。

は基本的にしていないが、逐一メモをとった。また、筆者がインタビュー時に気づいたことや感じたことも併せて記録した。

なお、本研究は日本人である筆者が国語の台湾人通訳を同席させて実施した。調査協力者によっては家族や第三者が同席したケースもあり、日本人という立場である筆者や同席者などがインタビューに何らかの影響を与えていることは否定できないことをここで留意点として挙げたい。

4.4. 調査項目

4.4.1. 言語使用意識・母語継承意識に関する調査項目

本研究の目的である『『外国籍配偶者』の言語使用意識と母語継承意識』と『『外国籍配偶者』の母語継承に対する台湾の家族の意識』を明らかにするにあたって作成したアンケートの質問項目は、次の通りである。

①家族に対する言語使用意識

まず調査協力者の母語と家族構成を確認したうえで、松尾(2002)を参考に、家庭内で家族と話をする時に何語を使用するかを対象者別、言語別に質問した。「夫⇒子ども」、「子ども⇒祖父」、「祖父⇒祖母」というような家庭内の成員全ての言語使用を明らかにするためには、自分自身以外の言語使用についても答えることになり主観的になる可能性がある。そのため、本研究では「祖父⇒子ども」、「子ども⇒祖母」といったような項目は設定せず、調査協力者自身が家族の成員と話す時に用いる言語のみを質問した。

また、使用すると挙げた言語に関しては、「いつも使用する」、「ときどき使用する」の二つから使用頻度を選んでもらった。義理の兄弟やその家族と同居しているケースもみられたが、ここでは核となる家族構成員として「夫」、「子ども」、「義理の両親」に焦点を当てている。子女が複数いる場合には、各子女に対する言語使用を確認した。

なお、実際の家庭内の会話を分析しているわけではなく、調査協力者自身による内省報告であるため実際の言語使用とは違いが生じる可能性は否定できない。そのため、ここでは調査協力者の言語使用意識と捉える。

②会話能力⁶⁷

調査協力者の母語、国語、ホーロー語、客家語、原住民諸語、英語の会話能力に関して、自己診断してもらった。家族がインタビューに同席した場合には家族本人に、同席していない場合に

⁶⁷ 会話能力に関しては自己申告、また家族がインタビューに同席していない場合には調査協力者に答えてもらっているため、実際の会話能力と差がある可能性は否めない。したがって、ここでいう会話能力とは、実際の会話能力を測定したものではなく、調査協力者自身・家族自身のそれぞれの言語に対する会話能力意識を指す。調査協力者の子女の中に2歳以下の子女もいたが、幼すぎるため会話能力の判定が難しく対象から除いている。そのため対象となる子女は合計36名である。

は調査協力者に答えてもらった。会話能力の基準については松尾(2006)を参考にし、以下のように分けた。

- (1) 聞けないし話せない
- (2) 聞けるが話せない
- (3) 聞くのも話すのもまあまあ
- (4) 聞くのも話すのも問題ない

③母語継承意識

調査協力者が子女に母語を教えているか、また、教えたいと考えているかといった母語継承意識を問うた。教えている/教えたいと答えた場合には、どのように教えているか/どのように教えたか、なぜ教えているか/なぜ教えたいのかを併せて質問している。教えていない/教えたくないと答えた場合は、なぜ教えていないのか/なぜ教えたくないのかを尋ねた。また、家族は母語継承に対してどのような考えや態度を示しているかを確認した。家族がインタビューに同席した場合には家族本人に、同席していない場合には調査協力者に質問している。

4.4.2. その他の調査項目

その他の調査項目は以下の通りである。

①国語・郷土言語の習得方法

来台前に国語や郷土言語の学習経験があるかを質問した。また、来台後の国語・郷土言語学習の方法についても確認している。台湾政府が開講している國小補校あるいは成人基本教育研修班(成教班)への参加経験の有無やそのような教室に関する情報をどのように入手しているかも尋ねた。

②交友関係

台湾で生活する調査協力者に同国人や同国人以外の外国人とどれだけ接触する機会があるのかを確認するために、同国人の友人/知り合いの有無と同国人以外の外国人の友人/知り合いの有無を質問した。「いる」と答えた場合には、挨拶する程度の関係か、悩みを打ち明けられる関係かなどどのような関係かを確認した。また、どのように出会ったのか、一緒に食事などの外出をするかも聞いた。「いない」と答えた場合には、欲しいかどうかを聞いている。

③母語使用領域

家庭内以外の言語使用意識を確認するために、調査協力者が台湾で生活をするうえで、家庭内以外に母語を使用する機会があるのかを尋ねた。

④母国との接触

母国訪問や母国の家族などと連絡をとる頻度を質問した。また、子女や家族が調査協力者の母

国を訪れたことがあるか、母国や母国での生活に関する話を子女にするかなども尋ねた。子女に訪問経験がある場合には、訪問回数・滞在期間・子女の反応などを併せて質問した。

⑤母国での生活

来台前の生活を知るために母国の家族構成・両親の仕事・家族関係など母国での生活について可能な限り質問した。母国での生活は来台の経緯を知るきっかけになり得ると考えたためである。

⑥その他

以下の個人情報を質問した。

- ・ 生年
- ・ 居住地
- ・ 出身国
- ・ 調査協力者と夫の職業
- ・ 教育年数
- ・ 結婚した年
- ・ 台湾に住み始めた年
- ・ 夫との出会い方

その他、インタビューの内容によって適宜質問を行った。

4.5. 分析方法

次章で、家庭内言語使用に関する調査結果(表 15)と北部・中部・南部に分けて作成した地域別家庭内言語使用の分布(表 16)を提示し考察する。続いて、居住地別にまとめた調査協力者の会話能力(表 17)と家族の調査協力者の母語の会話能力(表 18)を提示し、居住地域などの要因を踏まえて考察する。また、母語継承に対する調査協力者の台湾の家族の意識を明らかにし、要因を分析する。さらに、ユネスコの言語の活力と危機度の指標を用いて嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の危機度を分析し、母語継承の要因を絡めて考察することとする。

5. 調査結果と考察

5.1. 家庭内における言語使用意識

表 15 は調査協力者 25 名から得られたインタビュー調査の結果をもとに、家庭内における言語使用意識をまとめたものである。松尾(2002)を参考に、家庭内の言語使用を対象者別、言語別に質問した。表は記号を用い、調査協力者が誰に対してどの言語を使用しているのかが視覚的にみえるようにしている。まず、記号がどの言語を表しているかを説明する。「○」は調査協力者の母語、「●」は国語、「■」はホーロー語、「▲」は客家語、「◎」は英語を表している。また、言語の使用の比重（「ときどき使用する」と答えた言語）は、記号の大きさで表した。なお、今回の調査では兄弟姉妹の間で言語使用に差がみられなかったため、「子ども」というカテゴリーでまとめている。表 15 から、全体的に黒い記号、つまり台湾の言語を表す記号で表が埋め尽くされていることがわかる。家庭内で調査協力者の母語が使用されることは極めて少ないのが現状のようである。

表 16 は北部・中部・南部の地域別にみた家庭内における調査協力者の言語使用意識を数値でまとめたものである。表 16 より、国語は北部・中部・南部ともに使用されていることがわかる。夫との会話に関して国語を使用すると答えた調査協力者は離婚もしくは夫が病死したケースを除いた 22 名中 22 名(100%)と全員で、子女との会話は子女を有する 24 名中 24 名(100%)全員、義父との会話では義父と同居する 13 名中 12 名(92.3%)、義母との会話では義母と同居する 16 名中 12 名(75.0%)と家庭内における国語の使用は非常に高い。国語を家族との会話で使用しないと回答した調査協力者は 1 名もいなかったことから台湾で生活するうえで、国語の習得は必要不可欠であることがわかる。

ホーロー語の使用を全体的にみると、夫との会話では 22 名中 17 名(77.3%)、子女との会話では 24 名中 18 名(75.0%)、義父との会話では 13 名中 9 名(69.2%)、義母との会話では 16 名中 12 名(75.0%)が使用すると答えた。また、ホーロー語に関しては南部に居住する調査協力者が使用する割合が高い。15 名の南部に居住する調査協力者に焦点を当てると、夫が病死した 2 名を除いた 13 名中 13 名(100%)が夫との会話にホーロー語を使用、子女との会話では 15 名中 13 名(86.7%)、義父との会話では 10 名中 9 名(90.0%)、義母との会話では 13 名中 12 名(92.3%)が使用すると回答している。中には、義理の両親との会話はホーロー語のみと答えた調査協力者もいた。地域によっては、ホーロー語の習得も欠かせず、重要な言語であることがわかる。

家族との会話に使用する言語として客家語を挙げた調査協力者は 25 名中 2 名(8.0%)で、新竹縣居住の調査協力者である。新竹縣は客家人が多く居住する地域で、客家語が生活するうえで必要だということがわかる。また、原住民諸語諸語を使用すると回答した調査協力者はおらず、英語を使用すると回答した調査協力者は 1 名で、子女に対してのみであった。

表 15 家庭内言語使用に関する調査結果

| 調査協力者 | 來台年 | 出身国 | 居住地 | 使用する言語 | | | |
|-------|------|------------|-----|--------|-------|-----|------|
| | | | | 夫 | 子ども | 夫の父 | 夫の母 |
| A | 2001 | ベトナム | 新竹縣 | ○●▲ | ○●▲ | ●▲ | ●▲ |
| B | 2003 | ベトナム | 新竹縣 | ●▲ | | ●▲ | ●▲ |
| C | 2005 | ベトナム | 新竹縣 | ● | ● | ● | ● |
| D | 1996 | ベトナム | 台中市 | ○●■ | ○●■ | | |
| E | 1996 | インドネシア(華僑) | 嘉義縣 | ○●■※1 | ○●■※1 | | |
| F | 1994 | インドネシア(華僑) | 嘉義縣 | ○●■※1 | ○●■※1 | | ○■※1 |
| G | 2000 | ベトナム | 嘉義縣 | ●■ | ●■ | ■ | ■ |
| H | 2000 | ベトナム | 嘉義縣 | ●■ | ●■ | ●■ | ●■ |
| I | 1997 | ベトナム | 嘉義縣 | ●■ | ●■ | ●■ | ●■ |
| J | 1999 | ベトナム | 嘉義縣 | ●■ | ●■ | ●■ | ●■ |
| K | 1999 | ベトナム | 嘉義縣 | ●■ | ●■ | ●■ | ●■ |
| L | 2003 | ベトナム | 嘉義縣 | ●■ | ●■ | ●■ | ●■ |
| M | 1999 | ベトナム | 台中市 | ● | ● | | |
| N | 2003 | ベトナム | 台中市 | ○●■ | ○●■ | | |
| O | 1994 | ベトナム | 台中市 | 離婚 | ○●■◎ | | |
| P | 2000 | ベトナム | 台中縣 | ○● | ○● | | |
| Q | 2001 | ベトナム | 嘉義縣 | 病死 | ● | ● | ● |
| R | 2000 | ベトナム(華僑) | 彰化縣 | ●■ | ○●■※2 | | |
| S | 2003 | ベトナム | 宜蘭縣 | ●■ | ●■ | | |
| T | 1996 | ベトナム | 嘉義市 | 病死 | ○●■ | ●■ | ●■ |
| U | 1998 | ベトナム | 嘉義縣 | ●■ | ○●■ | ●■ | ●■ |
| V | 2000 | ベトナム | 嘉義縣 | ○●■ | ○●■ | | ■ |
| W | 2004 | ベトナム | 嘉義縣 | ●■ | ○●■ | ●■ | ●■ |
| X | 1995 | ベトナム(華僑)※3 | 嘉義縣 | ●■ | ● | ●■ | ●■ |
| Y | 2001 | ベトナム | 嘉義縣 | ●■ | ●■ | | ■ |

(注 1)記号が表す言語：「○」調査協力者の母語、「●」国語、「■」ホーロー語、「▲」客家語、「◎」英語

(注 2)言語使用の比重（「ときどき使用する」と答えた言語）は、記号の大きさで表した。

※1 調査協力者 E と F の欄の○（調査協力者の母語）が示すものは福建語である。

※2 調査協力者 R の母語はベトナム語ではなく広東語である。

※3 調査協力者 X の母語はベトナム語と広東語である。

※4 同居していない成員は空欄にした。

※5 言語の使用の比重（「ときどき使用する」と答えた言語）は、記号の大きさで表した。

表 16 地域別家庭内言語使用の分布(単位：人数)

| 北部(新竹縣、宜蘭縣) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|---|----|----|---|---|-------|---|---|-----|---|----|-------|---|----|----|---|----|
| 言語 対話者 | 母語 | | | 国語 | | | ホーロー語 | | | 客家語 | | | 原住民諸語 | | | 英語 | | |
| | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| 夫 | 0 | 1 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| 子ども | 0 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 夫の父 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 夫の母 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 中部(台中市、台中縣、彰化縣) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夫 | 0 | 3 | 2 | 5 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| 子ども | 0 | 5 | 1 | 6 | 0 | 0 | 1 | 3 | 2 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 6 | 0 | 1 | 5 |
| 夫の父 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 夫の母 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南部(嘉義縣、嘉義市) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夫 | (2) | 1 | 10 | 8 | 5 | 0 | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 13 |
| 子ども | (2) | 4 | 9 | 12 | 3 | 0 | 8 | 5 | 2 | 0 | 0 | 15 | 0 | 0 | 15 | 0 | 0 | 15 |
| 夫の父 | 0 | 0 | 10 | 5 | 4 | 1 | 6 | 3 | 1 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 10 |
| 夫の母 | (1) | 0 | 12 | 5 | 4 | 4 | 9 | 3 | 1 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 13 |

(注 1) 家庭内言語使用：1. いつも使用する 2. とときどき使用する 3. 使用しない

(注 2) 母語の欄の中で()で示している数値はベトナム語やインドネシア語ではなく福建語のことである。「1.いつも使用する」と答えた調査協力者の母語は福建語で、家族との会話に母語である福建語をいつも使用していることを表している。

調査協力者の母語に関しては、夫との会話では 22 名中 7 名(31.8%)、子女との会話では 24 名中 12 名(50.0%)、義理の両親との会話では義理の両親と同居する 16 名中 1 名(6.3%)が母語を使用すると回答している。一見、多くの調査協力者が家族との会話に母語を使用しているようにみえるが、留意点が二つある。まず一つ目として、「いつも母語を使用する」と答えた調査協力者 E と F は、祖先が中国大陸の福建省からインドネシアに移住したインドネシア人華僑であり、彼女たちにとって母語はインドネシア語ではなく福建語⁶⁸を指す。表 1 でまとめたように、ホーロー人は福建省から移住してきた族群であり、調査協力者 E と F の祖先とルーツが同じである。福建語とホーロー人の出自言語であるホーロー語は同一のものではないが、調査協力者 E が述べるように会話は成り立つ。

E：「アクセントや使用する単語が異なることもあったが、もともと台湾に来た時から福建語でコミュニケーションができたからことばではあまり苦勞していない。」

⁶⁸ 福建語とは、中国の福建省およびそこを出自とする人々により使用される言語であり、閩南語のことである。東南アジアの華僑の間では福建語と呼ばれており、台湾では台湾語またはホーロー語と呼ばれている。

調査協力者 **E** と **F** にとってインドネシア語は学校で習得した言語であり母語ではない。インドネシア語を家庭内で使用するかという問いに対しては、使用しないと回答している。

留意点の二つ目は、「母語を使用する」と答えた調査協力者の使用方法や言語の機能に注意する必要があるということである。母語を家庭内で使用すると答えた調査協力者に対してどのような状況で使用するかを質問したところ次のような答えがあった。

A：「子どもを叱る時や夫と喧嘩をする時は、ベトナム語になる。中国語や客家語の叱ることばを知らないから。自分の感情を表現するため。ベトナム語でしか表現できない。」

D：「子どもを叱る時には、本当の気持ちを表現するためにベトナム語になる。夫との喧嘩の時にもベトナム語になる時がある。」

P：「とても腹が立った時はベトナム語がでる。子どもは理解できないけれど、顔を見て私が怒っていることはわかる。子どもに覚えて欲しくない汚いことばや失礼なことばはベトナム語をわざと使う。子どもにわからないようにするため。」

つまり、「怒った時/子どもを叱る時につい出る」というようなもので、感情伝達機能のみで情報伝達機能は兼ね備えていないことがわかる。

T：「簡単な表現のベトナム語を会話に混ぜる。例えば、『ご飯を食べる』とか『電気を消して』とか。」

U：「簡単な単語だけベトナム語を使う。『おじいちゃん』、『おばあちゃん』に『いす』とか物の名前。」

情報伝達機能を兼ね合わせた場合においても、調査協力者 **T** や **U** が述べるように基本的な挨拶表現や物の名前などが中心である。家族との会話に母語を使用すると回答しているが、国語やホーロー語の中にベトナム語など調査協力者の母語を少し混ぜて会話を行っている実情がわかる。以上のことから、母語を使用すると答えた調査協力者の使用方法やその機能は限定されたものであるといえる。

また表 15 からわかるように、多くの調査協力者は家族との会話に複数の言語を用いており、その中でも国語とホーロー語の併用が最多である。中には、先にも述べたように調査協力者の母語の単語や簡単な表現を国語やホーロー語に混ぜて使用するケースもみられる。一方、25名中3名(12.0%)は家族との会話に国語のみを使用すると答えた。この3名は国語以外に客家語やホーロー語を「聞けるが話せない」と答えており、調査協力者 **C** のように会話能力の問題上、国語のみを

使用していると考えられる。

C: 「客家語は聞けるけど、上手くないので話したくない。」

しかし、この 3 名が話すことができないホーロー語や客家語ではなく、会話能力上問題がない自分の母語を使用しないという背景には東南アジア諸国出身の外国籍配偶者の母語に対する台湾社会や家族の態度が影響しているようである⁶⁹。

表 15 や表 16 より、家庭内では国語だけでなくホーロー語や客家語も多く使われている現状がわかる。国語のみを使用している調査協力者は 3 名で、22 名はホーロー語・客家語・英語・調査協力者の母語などを国語とともに使用している。国語だけでなく、ホーロー語や客家語も生活するうえで必要であるといえる。

5.2. 会話能力

5.2.1. 調査協力者の会話能力

表 17 は調査協力者の会話能力をまとめたものである。表 17 をみると、国語はもちろんのこと、ホーロー語や客家語を流暢に話す調査協力者も少なくないことがわかる。

国語は 23 名(92.0%)が「聞くのも話すのも問題ない」、2 名(8.0%)が「聞くのも話すのもまあまあ」と答えている。国語を「聞けるが話せない」、「聞けないし話せない」と回答した調査協力者は 1 名もいなかった。調査協力者の国語の会話能力は非常に高く、台湾で生活するうえで国語は欠かせない言語であることがわかる。

ホーロー語は 12 名(48.0%)が「聞くのも話すのも問題ない」、6 名(24.0%)が「聞くのも話すのもまあまあ」、4 名(16.0%)が「聞けるが話せない」、3 名(12.0%)が「聞けないし話せない」と答えている。「聞けないし話せない」と答えた 3 名は新竹縣居住の調査協力者であった。「聞くのも話すのも問題ない」と回答した調査協力者 12 名中 9 名(75.0%)は嘉義縣居住である。嘉義市も含めた南部地区でみると 10 名(83.3%)が流暢だと答えていることから、この地域ではホーロー語が日常的に使用されていることがわかる。

客家語に関しては、1 名が「聞くのも話すのも問題ない」、1 名が「聞くのも話すのもまあまあ」、1 名が「聞けるが話せない」と答えている。この 3 名は全員が新竹縣居住の調査協力者であった。

原住民諸語に関しては、今回の調査協力者は全員「聞けないし話せない」と答えた。英語は 1

⁶⁹ 東南アジア諸国出身の女性の母語に対する台湾社会の意識や態度は「5.4. 母語継承について」や「5.5. 台湾における東南アジア諸国出身の女性の母語の地位」で述べることにする。

名が「聞くのも話すのもまあまあ」と答えた。この調査協力者は教育年数が14年⁷⁰と調査協力者25名の中で一番教育年数が長いことが関係していると考えられる。

表 17 調査協力者の会話能力(単位：人数)

| 言語 地域 | 国語 | | | | ホーロー語 | | | | 客家語 | | | | 原住民諸語 | | | | 英語 | | | |
|----------|----|---|---|----|-------|---|---|----|-----|---|---|---|-------|---|---|---|----|---|---|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 宜蘭縣 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 新竹縣 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 台中縣 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 台中市 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 | 2 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| 彰化縣 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 嘉義縣 | 0 | 0 | 1 | 13 | 0 | 1 | 4 | 9 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 |
| 嘉義市 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 2 | 23 | 3 | 4 | 6 | 12 | 22 | 1 | 1 | 1 | 25 | 0 | 0 | 0 | 24 | 0 | 1 | 0 |

(注)会話能力：1. 聞けないし話せない 2. 聞けるが話せない 3. 聞くのも話すのもまあまあ
4. 聞くのも話すのも問題ない

5.2.2. 調査協力者の家族の会話能力

一方、家族の調査協力者の母語の会話能力をまとめたものが表 18 である。調査協力者の母語を「聞くのも話すのも問題ない」と答えた夫が2名、子女が2名、義母が1名いたが、彼らは調査協力者 E と F の家族である。調査協力者 E と F はインドネシア人華僑で、母語は福建語だと答えている。そのため「聞くのも話すのも問題ない」と答えた彼らが指す言語はインドネシア語ではなく福建語のことである。インドネシア語の会話能力を確認したところ、「聞けないし話せない」と答えた。「聞くのも話すのもまあまあ」と答えた夫は1名(4.5%)で、以前、ビジネスのためにベトナムに滞在していた経験があり基本的な会話は問題がないようである。「聞くのも話すのもまあまあ」と答えた子女は、2名の調査協力者の子女5名(13.9%)である。5名中3名は兄弟/姉妹で、母親である調査協力者 O は夫と離婚し母子で生活している。O の家庭では国語やホーロー語だけでなく、英語やベトナム語も使用されている。また、あとの2名は双子の姉妹で、母親である調査協力者 W は夫の両親が経営する美容院の一室でエステ店を開業している。週末には多くのベトナム人女性が集まり、客との対応や客同士の会話はベトナム語で全て行われていた。子女は頻繁にこのエステ店を訪れ母親である W のそばで遊んでいることから、ベトナム語に日常的に触れる環境が子女の会話能力に影響していると考えられる。「聞くのも話すのもまあまあ」と答えた義父や義母はいなかった。また、「聞けるが話せない」と答えた夫は2名(9.1%)で、1名は以前仲介業

⁷⁰ ベトナムでは初等教育の5年の義務教育、4年の前期中等教育、3年の後期中等教育、大学・カレッジ・技術職業訓練学校などの高等教育が設置されている。

をしており頻繁にベトナムを訪問していた経験がある。あとの**1**名は調査協力者**V**の夫でベトナム語に興味があるらしく、**V**が自ら教えていると回答した。「聞けるが話せない」と答えた子女は**6**名(**16.7%**)、義父や義母は**0**名であった。「聞けるが話せない」と答えた調査協力者**T**の子女は、すでに**10**回以上ベトナムを訪問した経験があり、**T**がベトナム料理屋を経営していることから多くのベトナム人と交流する機会があるようである。このような環境が、**T**の子女のベトナム語能力に影響を及ぼしていると考えられる。調査協力者の母語を「聞けないし話せない」と答えた夫は**17**名(**77.3%**)、子女は**23**名(**63.9%**)、義父は**13**名(**100%**)全員、義母**15**名(**93.8%**)であった。

表 18 家族の調査協力者の母語の会話能力(単位：人数)

| 言語 話者 | 調査協力者の母語 | | | |
|----------|----------|---|---|-----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 夫 | 17 | 2 | 1 | (2) |
| 子ども | 23 | 6 | 5 | (2) |
| 夫の父 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| 夫の母 | 15 | 0 | 0 | (1) |

(注 1)会話能力：1. 聞けないし話せない 2. 聞けるが話せない 3. 聞くのも話すのもまあまあ
4. 聞くのも話すのも問題ない

(注 2)調査協力者の母語を「4. 聞くのも話すのも問題ない」と回答したのは調査協力者**E**と**F**の家族で、**E**と**F**の母語はインドネシア語ではなく福建語のことである。そのため()で示している。

表 18 より、家族が調査協力者の母語を話せることは非常に珍しいといえる。また、家族の多くは、調査協力者の母語をわざわざ習得しようとは考えないようである。中には興味を示す台湾人配偶者もいるが、調査協力者**K**が述べるように一時的なものであることが多い。

K：「夫はベトナム語に興味をもっているけれど、単語を覚えるのが大変で挫折した。」

調査協力者の多くは一方向的に台湾の言語を習得することを強いられ、夫をはじめとする家族が歩み寄る姿勢は極めて稀である。台湾で生活するためには国語が、また地域によってはホーロー語や客家語なども必要であるということがわかる。

5.3. 台湾の言語の習得に関して

5.3.1. 国語の習得

台湾で生活する調査協力者の国語能力は非常に高く、日常生活の中で国語は必要不可欠な言語であるといえる。そのような重要な言語である国語を彼女たちはどのように学習したのだろうか。

5.3.1.1. 来台前の国語学習の有無

来台前の国語学習経験の有無を質問したところ、**25名中18名(72.0%)**が「ある」、**7名(28.0%)**が「ない」と答えた。「ある」と答えた**18名**に国語学習期間を質問したところ、**2ヶ月**が最多で**7名(38.9%)**、続いて**2週間**が**2名(11.1%)**、**6ヶ月**が**2名(11.1%)**、**1ヶ月**が**1名(5.6%)**、**1年**が**1名(5.6%)**、**5年**が**1名(5.6%)**、**不明**が**4名(22.2%)**である。学習目的は、「結婚が決まり、台湾へ行くため勉強した」と回答したのが**14名(77.8%)**、「仕事のためにもともと勉強していた」が**2名(11.1%)**、「結婚して台湾へ行こうと思っていたので勉強していた」が**1名(5.6%)**、「華僑の小学校に通っていたので勉強した」が**1名(5.6%)**である。多くが台湾人男性との結婚が決まってから国語学習を開始している。その場合には、**2週間**や**2ヶ月**といった非常に短期間で学習が行われ、仲介業者・紹介人・夫となる台湾人男性などが華僑の家庭教師やクラスレッスンを紹介・用意するようである。学習内容は挨拶や基本的な日常会話などで、**2週間**や**2ヶ月**の学習がどれほどの効果をあげるかは大きな疑問である。実際、多くの調査協力者が来台直後の家族とのコミュニケーションに困難を感じたと答えた。

B：「ベトナムで勉強したけれど、家庭教師にはなまりがあつてあまり役に立たなかつた。実際の日常の会話で聞いてもわからなかつた。」

T：「台湾へ来る前に**2ヶ月**勉強した。挨拶とか『ご飯を食べる』『寝る』などの簡単な表現だけ。台湾へ来たばかりの時は、全然ことばがわからなくて身振り手振りで意思の疎通をした。」

「仕事のためにもともと勉強していた」と答えた調査協力者**O**は、**1年間**家庭教師から国語を学習していたため、結婚が決まり台湾へ来てからも基本的な日常会話は問題がなかつたと答えている。調査協力者**W**は、ベトナムで勤めていた美容院に台湾人の客が多かつたことから自分で少しずつ勉強していたと答えている。調査協力者**D**は、台湾人男性と結婚して台湾に行く計画していたため、**6ヶ月**間塾に通い国語を学習した経験がある。

来台前の国語学習経験が「ない」と答えた**7名**は、家族とのコミュニケーションから徐々に習得していったようである。

G：「台湾に来た時は全然ことばがわからなかつた。中国語も台湾語も台湾に来てから、家族との会話や義父の商売を手伝うことでお客さんとの会話から覚えた。」

J：「家族がゆっくり話してくれたり、ジェスチャーを混ぜたりしながら話してくれた。」

来台前に国語学習経験があつたとしても非常に短期間であるため、家族との会話が困難である

状況がみえる。また、国語学習経験が「ある」と答えた調査協力者も、「ない」と答えた調査協力者と同様に家族との意思疎通は身振り手振りなどを交えて行っており、家族との会話から徐々に覚えていくようである。短期間の国語学習では台湾での生活を円滑に始める手助けにもならず、特に効果があるとはいえないようである。

5.3.1.2. 来台後の国語学習

来台後の国語学習について尋ねた。台湾政府や民間団体などが国語学習の場として提供している國小補校あるいは成人基本教育研修班や外裔配偶華語班あるいは識字生活班などで国語を勉強したことがあるかを質問したところ「ある」が **17名(68.0%)**で、そのうち **5名**は現在在籍中、「ない」が **8名(32.0%)**であった。「ある」と答えた調査協力者のうち、最多は **2年**で、最長が **6年**、最短が **6日**と幅が広い。最長の **6年**と答えた調査協力者 **O**は識字班だけでなく、定期的の開講されている社区大学⁷¹でも国語を学習した経験をもつ。また、来台直後はどこで国語を学べるのかわからなかったり妊娠や子育てで時間がなかったりするため、調査協力者 **M**が述べるように来台数年後に識字班などに通うケースが多くみられる。育児や仕事などで多忙のため休学し、時間ができてから復学するケースもみられる。

M：「中国語を勉強するクラスに通って **4年目**。台湾に来て **4・5年**は、どこで開講されているのかわからなかったし、子どもの面倒をみてくれる人もいなかったけれど、新聞で中国語が無料で勉強できるクラスのことを知って通い始めた。」

また、**2006年1月1日**より帰化申請に基本言語能力の証明が必要になり、国内政府機関が開設する国語学習課程に **72時間**以上参加した場合、それを基本言語能力の証明として用いることができる。そのため、中には調査協力者 **N**のように国民身分証のために通うケースもみられる。国語学習が目的ではなく、基本言語能力の証明が目的で教室に通う外国籍配偶者も少なくなく、**72時間**の学習時間を満たすと教室を辞め、家庭で独自に習得するケースもあるようである。

N：「最近、中国語を勉強する教室に通い始めた。身分証のために通っている。」

一方、國小補校あるいは成人基本教育研修班や外裔配偶華語班あるいは識字生活班などで国語を学習した経験が「ない」と答えた調査協力者はどのように国語を習得したのだろうか。

⁷¹ 各地域にあり、実用技能教育や成人教育を提供している。政府などが財政支援をしており、無料の国語教室が定期的開講されている。

D：「仕事が忙しくて、識字班に通う時間がない。家族との会話で少しずつ覚えた。」

J：「妊娠や子育てで忙しく、識字班に通ったことはない。家族との会話で中国語は覚えたけれど、義母が台湾語の方をよく使うので台湾語の方が得意。」

T：「中国語も台湾語もテレビで覚えた。漢字もテレビで覚えた。漢字は読めるけれど、書けない。」

妊娠や出産による育児、家事や仕事などで国語学習のために教室に通う時間がないと答えた調査協力者は、家族との会話やテレビなどから国語を習得していくようである。中には調査協力者**T**のように漢字もテレビで覚え新聞を読むことができる調査協力者もいるが、調査協力者**G**や**Q**が述べるように書くことは難しいようである。

G：「私は識字班のような中国語を勉強する教室に通ったことがないから、漢字は一切書けない。必要がある時は夫や義理の両親に頼む。」

Q：「漢字を書くのは大変。漢字を練習するためのノートを作って、毎日練習している。」

家事・仕事・育児などで多忙な日々を送る調査協力者が国語学習のための教室に通うには、家族の理解と支援が必要不可欠である。家族が子供の面倒をみてくれるかどうか、子女を教室へ連れて行けるかどうかは調査協力者が国語学習教室へ通う決断を下す大きなきっかけになる。調査協力者**M**は夫が協力的であると答え、現在も識字班に在籍している。調査協力者**S**の夫は教室が遠いため継続が困難な状況を述べている。調査協力者**P**は、不況により残業が減ったことから時間に余裕が生まれ通い始めたと言っている。しかし、今後再び残業が増えると通学の継続は困難になると述べている。国語学習も重要であるが、**P**にとっては生活のためにお金を稼ぐことが最優先なのである。

M：「子どもを連れて行くこともあるし、夫は残業がなければ子どもの面倒をみてくれる。」

S 夫：「宜蘭政府が無料で開いている蘭心婦幼という団体の教室に**6**日間参加した。中国語だけでなく、料理や台湾での生活について学ぶことができる。でも、遠いから不便。通うとなると、送り迎えをしなければいけないし手間がかかる。」

P：「最近残業が減ったから、近くの小学校で開かれている識字班に通っている。仕事が増えたら通うのは難しい。」

『外国籍配偶者』の多くは、來台直後、家族や家庭が台湾での生活や社会の中心となりがちである。また、言語上の問題から入手できる情報が少ないことも考えられる。彼女たちにとって識

字班のような教室は国語を学習するための場であるだけでなく、同国出身者と出会える場、母語を使用できる場、情報を交換できる場でもあるといえる。調査協力者 **I** は識字班で調査協力者 **H** と **L** に出会い、いまでも交流を続けている。**I** のように、識字班などの教室に通うことは台湾での生活範囲や交流範囲を広げる効果があると考えられる。そこで、調査協力者の交友関係を知るために同国人の友人/知り合いがいるか尋ねたところ **25** 名全員が「いる」と答えた。次に同国人の友人/知り合いとの関係・どこで知り合ったかを複数回答可能で質問したところ、識字班などの教室に通う **17** 名は全員が「識字班などのクラスメート(元クラスメートを含む)」を挙げた。他に、「仕事場の同僚や客」が **8** 名、「近所に住んでいる」が **21** 名、「伝統市場などの外出先」が **6** 名である。識字班に通う調査協力者は全員、識字班を出会いの場であると答えていることから識字班の役割が国語学習だけでないことがわかる。さらに、同国人以外の外国人の友人/知り合いがいるかという問いに対しては **25** 名中 **17** 名(**68.0%**)が「いる」、**8** 名(**32.0%**)が「いない」と答えた。

「いる」と答えた調査協力者に同国人以外の外国人の友人/知り合いとの関係・どこで知り合ったかを複数回答可能で質問したところ、**9** 名が「識字班などのクラスメート(元クラスメートを含む)」、**5** 名が「仕事場の同僚や客」、**2** 名が「近所に住んでいる」、**2** 名が「伝統市場などの外出先」を挙げた。**17** 名の調査協力者は同国人以外の外国人の友人/知り合いがいると回答したが、複数回答を可能にしながらも出会う場として挙げた回答数は **17** 名の調査協力者に対して **18** であり、同国人以外の外国人の友人/知り合いと出会う場は限られているようである。同国人以外の外国人の友人/知り合いとの関係も「識字班などのクラスメート」が最多で、識字班などの教室は同国人以外の外国人の友人/知り合いと出会う限られた場であるといえる。

また、悩みを打ち明けたり、一緒に外出したりする友人がいるか質問したところ、**15** 名(**60.0%**)が「いる」、**10** 名(**40.0%**)が「いない」と答えた。「いる」と答えた調査協力者 **T** は、ベトナム料理屋を経営しており知り合いも多く、彼女の店は近所の東南アジア諸国出身の女性たちにとって憩いの場にもなっているようである。

T : 「タイ人・フィリピン人・インドネシア人の友人が店に遊びに来てくれるし、彼女たちが経営する店に行ったりもする。工場で働いている友人は土日が休みなので、土日に一緒にご飯を食べたりする。誕生日の友人がいたら私の店でお祝いもするし、みんなでご飯を作ったりすることもある。」

一方、「いない」と答えた調査協力者も少なくない。識字班で同国人や同国人以外の外国人の知り合いができて、仕事や家事などで忙しく教室の外でその関係を継続することが容易ではない現状を語る調査協力者もいる。しかし、少なくとも教室の中では同じ目的をもつクラスメートで

あり、同国人や同国人以外の外国人と出会う貴重な場となっている。また、客としての同国人の知り合いはいるが、友人はいないと断言した調査協力者もいる。友人はいないと断言した調査協力者は、悩みがあっても一人で抱え込んだり、母国の家族に相談したりしているようである。

M：「識字班でベトナム人クラスメートと知り合うけれど、一緒に出かけたりご飯を食べたりすることはない。授業が終わったらみんなすぐに帰ってしまう。ベトナム人のクラスメートはみんな若くて、話や価値観が合わない。」

O：「ベトナム料理屋を経営しているので、多くのベトナム人が来店する。知り合いは多いが友人はいないし、深い話はしない。悩みなどはベトナムの家族に話したりする。」

Q：「あまり外出はしない。識字班にベトナム人クラスメートもいるけれど、教室で少し話すくらい。教室の外では特に付き合いはない。悩みがあっても相談できる人はいない。自分でなんとかする。」

5.3.2. 郷土言語の習得

5.1.では、家庭内で国語だけでなくホーロー語や客家語も使用されていることが明らかになった。また、5.2.では国語以外にホーロー語や客家語を流暢に話す調査協力者が少なくないことがわかった。国語の学習は、無料の教室が政府や民間団体によって提供されている。しかし、ホーロー語や客家語を学習するための識字班などは確立しておらず、日常生活の中で家族とのコミュニケーションによって習得しているのが現状でのようである。

G：「台湾に来た時は全然ことばがわからなかった。中国語も台湾語も台湾に来てから、家族との会話や義父の商売を手伝うことでお客さんとの会話から覚えた。仕事が忙しくて、識字班などに通う時間がない。」

K：「中国語は台湾に来る前に2ヶ月塾のようなところで勉強して、台湾に来てから2ヶ月識字班で勉強した。台湾語は台湾に来てから家族や美容院に来るお客さんとの会話で覚えた。」

T：「近所のおばさんはベトナムから来た私に興味をもったみたいで、色々質問してきた。おばさんは台湾語を使うことが多いので、おばさんとの会話から少しずつ覚えた。」

U：「おばさんは台湾語で話しかけてくるので、おばさんとの会話から少しずつ覚えた。」

調査協力者へのインタビューから、郷土言語であるホーロー語や客家語は家族や近所の人との会話から習得していることがわかる。台湾で生活するうえで必要な言語は国語だけではない。ホーロー語や客家語などの郷土言語も台湾で生活していくためには必要な言語である。中には、来

台当初は国語と郷土言語の区別が困難であった状況を述べる調査協力者もいたことからホーロー語や客家語学習教室も必要であるといえるだろう。

G：「台湾に来て8年経つので、中国語も台湾語もいまは問題ない。来たばかりの時は、中国語でも台湾語でも何でも知っている言葉を使ってコミュニケーションをとっていた。中国語で知っていても台湾語で知らない単語とか台湾語で知っていても中国語で知らない単語とかたくさんあったから、台湾語を話すおばさんとの会話で通じないこともあった。」

台湾で生活するうえで提供されている言語教室だが、実際に使用されている言語をみると提供されている言語との間にギャップがあるといえる。

5.4. 母語継承について

5.4.1. 母語継承への考え

子女に自分の母語を話せるようになって欲しいか質問したところ、母語は福建語であると回答した調査協力者 **E** と **F** を除いた **23** 名中 **18** 名(**78.3%**)が「はい」、**0** 名が「いいえ」、**5** 名(**21.7%**)が「どちらでも良い」と答えた。「はい」と答えた調査協力者の理由として挙げられたのは以下の通りである。

①母国の家族とのコミュニケーションのため

子女に自分の母語を話せるようになって欲しい理由として最も多く挙げられたのが、「母国の家族とのコミュニケーションのため」である。

C：「ベトナムに戻った時にコミュニケーションがとれるから話せるようになって欲しい。」

H：「ベトナムの家族と会話できれば良いと思う。」

I：「ベトナムに帰った時に使える方が良い。」

J：「ベトナムの家族と会話ができるように教えたいと思う。」

R：「広東語が話せたら、ベトナムに帰って家族と会話ができる。ベトナム語ができれば、他の人ともコミュニケーションがとれる。」

U：「ベトナムに帰った時に、ベトナムの家族と会話できた方が良い。」

母国の家族が国語やホーロー語を理解できるケースは、華僑の家族を除くと非常に稀である。そのため、コミュニケーションには調査協力者の母語が必要になる。調査協力者の母語を子女が理解できないということは、調査協力者 **Q** の義姉が懸念するように、子女と母国の家族との意思

疎通が容易ではなくなり、子女が母国へ興味を示しにくくなることが予想される。

Q 義姉：「子どもにはベトナム語を教えた方が良い。一緒にベトナムに帰った時にベトナムのおじいさんやおばあさんとコミュニケーションができないと、子どもが帰りたがらなくなる。」

②能力として

一つの言語として捉え、学ぶことに価値があり意義を見出している調査協力者もいる。

A：「ベトナム語が話せたら、一つの能力として将来役に立つと思う。」

O：「**VISA** などの関係で台湾を去ることになったら、子どもも一緒にベトナムに連れて行く。そうになったらベトナムで生活するためにベトナム語でコミュニケーションをとる必要があるから。」

S：「色々なことばを勉強することは良いことだから。」

③アイデンティティとして

言語にアイデンティティを感じ、子女に自分の母語を話せるようになって欲しいという考えである。

D：「ベトナム語は私の母語だから、子どもに教えたい。」

T：「ベトナム語は子どもにとって母親のことばだから。」

「いいえ」と答えた調査協力者はいなかったが、「どちらでも良い」と答えた調査協力者は 5 名いた。理由として挙げたのは、次の通りである。

①子女次第

母語を学習するかは子女次第だという考えである。子女が興味を示し子女自ら学びたいという姿勢を示せば教えると答えている。

P：「子どもは、いまは学校のことばで忙しいから、もう少し大きくなってから。子どもがもしベトナム語を勉強したいと思うなら。」

N：「子どもが興味を示し学びたいと思うなら教える。」

②母語より重要な言語がある

調査協力者の母語よりも学ぶべき重要な言語・価値がある言語が他にあるという考えである。

台湾で生活するうえで重要な言語として、国語やホロー語・客家語などの郷土言語だけでなく、英語を挙げた調査協力者もいた。

Q：「たくさんのことばを勉強することは良いことだから、機会があれば教えても良い。でも、台湾に住んでいるので中国語や台湾語の方がもっと大切。」

X：「幼い時から色々なことばを教えると混乱すると思って教えなかった。ベトナム語や広東語⁷²は話せても話せなくてもどちらでも良い。ベトナム語や広東語より、英語を勉強した方が役に立つ。」

Y：「台湾で生活していると子どもがベトナム語を使う機会がないし、話せても話せなくてもどちらでも良い。台湾で生活しているのだから、中国語と台湾語の方が大切。」

「どちらでも良い」と答えた調査協力者の理由としては、「子どもが学びたいと思うなら教える」という子女の考えを尊重するような意見や「母語より重要な言語がある」という意見であった。

また、調査協力者 **E** と **F** は、母語は福建語でありインドネシア語は母語ではないと考えながらも故郷の言語であると述べている。母語継承という面から考えるとインドネシア語はどのように位置づけられるのだろうか。少なくとも **E** と **F** は故郷の言語であるインドネシア語を子女に教えたいと考えているのは事実である。

E：「友人とインドネシア語で会話する姿をみて、子どもが興味を示したことがある。故郷に帰った時にインドネシア語を話せた方が便利。」

F：「何語でも話せたら便利だし、メリットになる。」

5.4.2. 母語継承の実践

5.4.1. で子女に自分の母語を話せるようになって欲しいかという問いに「はい」、「どちらでも良い」と答えた **23** 名に対して、実際に母語を教えているかと質問したところ「はい」が **3** 名 (**13.0%**)、「いいえ」が **20** 名⁷³ (**87.0%**)であった。「はい」と答えた調査協力者は、調査協力者と同国出身者や調査協力者の母語に接する機会が比較的多い傾向がある。「はい」と答えた調査協力者 **O** は現在ベトナム料理屋を経営中で、ベトナム人やベトナム語に接触しやすい環境にある。また、**O** は調査協力者の中で最も教育年数が長く子女への教育に対して非常に関心が高いだけでなく、自立意識も高い。

⁷² 表 15 にもまとめたように、調査協力者 **X** はベトナム人華僑であり、調査協力者にとって母語はベトナム語と広東語である。

⁷³ 子女に母語継承を望むが、子女がいない調査協力者 **B** の回答も含まれている。

O：「夫の両親は子どもにベトナム語を教えることに反対していたけれど、一生懸命説得した。ことばを勉強することは海外へ行った時に役に立つし、外国でベトナム人に会った時にコミュニケーションがとれるから、積極的にベトナム語を教えた。いまでは、日常会話は問題ない。ベトナムの両親と電話で会話ができる。ただ、子どもが話すベトナム語はなまりがあるので、外では使いたがらない。」

調査協力者 **W** は、義理の両親が経営する美容院の一角でエステ店を開いている。筆者は週末に **W** のエステ店を訪問したが、午前中から多くのベトナム人女性が訪れていた。そのため、**W** の子女もベトナム人やベトナム語に触れる機会が比較的多いと考えられる。**W** はベトナム語の歌や簡単な表現・単語を教えていると語っている。

W：「毎日ベトナム人のお客さんとベトナム語で会話しているので、子どもも少しずつ覚えた。いまは、ベトナム語の **VCD** や **DVD** をみせたりもしている。子どもは、ベトナムの家族と電話で会話もできる。」

一方、調査協力者 **V** は夫や子女に自らベトナム語を教えていると述べている。また、毎年 **1・2** 回ベトナムへ帰る際に子女も連れて行き 1 ヶ月程滞在したり、ベトナムの両親が台湾に遊びに来たりするなど、ベトナム語との接触が比較的多いようである。

V：「夫はベトナム語を勉強するのに意欲的で、子どもにもベトナム語を覚えて欲しいと考えている。いまは、私が夫と子どもにベトナム語を教えている。ゆっくり話せば、だいたいことは理解できる。」

母語を教えているかという問いに「いいえ」と答えた理由として調査協力者が挙げたものは次の通りである。

①家族の理解が得られない

家族の考えや態度は、子女に対する母語継承の実践に影響を及ぼす。家族が望まない場合には、教えたいと考えていても実践するのは困難である。反対に家族が母語継承に好意的な態度を示す場合は実践が比較的容易になると考えられるが、他にも時間の都合や環境など様々な要因が母語継承を困難にさせているようである。

A：「特に義母が嫌がる。多分、何を話しているのかわからないから。」

Q：「義父が台湾に住んでいるのだから、中国語や台湾語を学ぶのが一番大事だという。」

中には調査協力者の母語を子どもに教えて欲しいと望む家族もいるが、実際に母語継承の実践には結びついていないのが現状である。

D 夫：「ことばを勉強することは良いこと。たくさんメリットがある。英語でも客家語でもベトナム語でもなんでも良い。」

J 義母：「母親はベトナム人なのだから、子どもがベトナムのことやベトナム語を学ぶのは良いこと。」

M 夫：「将来役に立つ。子どもが小さいうちに教えた方が良い。」

多くの家族は調査協力者の母語に対して無関心である。子女への継承に対しても、「どちらでも良い」という意見が多く、反対もしないが積極的な支援もしていない。子女に調査協力者の母語を教えることに好意的な意見もみられるが、子女にどのように教えるのか、どの程度の能力を望むのかといった考えは聞かれなかった。言語を学ぶことは容易ではなく、具体性に欠けた母語継承に対する考えでは実現は困難であろう。

②子女が幼すぎる

子女が幼いために、母語を教えるには早いという考えである。大きくなれば教えると答えた調査協力者もいたが、いつから教えるのかといった考えは聞かれなかった。

C：「子どもはまだ小さいから、教えても仕方ない。」

S：「子どもはまだ小さいので、もう少し大きくなって興味をもてば勉強すれば良い。」

③時間がない

調査協力者の多くは家事や育児だけでなく、仕事もあることから多忙な日々を送っている。また子女自身も学業に忙しいのが現状で、負担を増やしたくないと感じているようである。

K：「子どもは学校のこと忙しいし、私も毎日店があるから時間がない。」

L：「仕事が忙しくて時間がないし、子どもの世話は近所に住む義理の両親がしている。義理の両親と過ごす時間の方が子どもは長い。」

U：「仕事が忙しくて時間がないから教えていない。自分で教える時間がないから、ベトナム語教

室みたいなところがあったら通わせたい。」

④子女が興味を示さない

母語を教えたいという気持ちが調査協力者にあつたとしても、子女本人が興味を示さない限り実践するのは容易ではない。調査協力者の母語や母国に接する機会が少ない子女は、母語や母国に興味を示しにくい環境であるといえる。

I:「ベトナムの子ども番組のDVDをみせたけれど、子どもが『わからない』と言って興味を示さなかった。」

P:「ベトナム語を聞くと理解できないから『変だ』という。」

⑤使用できる機会がない

現実的に考えて、外国籍配偶者の母語を使用できる機会が台湾では非常に限られているため、母語を教えたいという意識が高まりにくいようである。

G:「使える場所もないし相手も限られているから、子どもが必要ないという。」

H:「本もないし子どもにはベトナム語を話す友人もない。教えるような環境じゃない。」

R:「教えても使える機会がないし、教える環境じゃないから難しい。」

5.4.3. 母語継承実践の動機付けの要因

5.4.3.1. 母国との接触

5.4.1.でまとめたように、子女に母語を話せるようになって欲しいと願う調査協力者が大部分を占めているが、5.4.2.からもわかるように実際に子女に母語を教えている調査協力者は非常に少ない。母語を話せるようになって欲しいと希望する理由として調査協力者が挙げたものの中で最多だったのが、「母国の家族とのコミュニケーションのため」だった。そこで、調査協力者に母国との接触を確認するために、来台後何度母国へ帰ったことがあるかを質問した。その結果、来台後の母国訪問回数が2回以下と答えた調査協力者が8名(32.0%)、3回以上5回未満が5名(20.0%)、5回以上10回未満が10名(40.0%)、10回以上が2名(8.0%)であった。表19は居住年数と母国訪問回数との関係をまとめたものである。居住年数5年未満の調査協力者2名はともに母国訪問回数が5回未満であった。居住年数が5年以上10年未満の調査協力者の多くは5回未満の訪問経験があるが、10回以上の母国訪問経験者はいなかった。10回以上と答えた調査協力者はともに10年以上の居住経験がある。調査協力者Dは2年前まで仲介業をしており、頻繁にベトナムを訪問

していたようである。しかし、**10**年以上居住している調査協力者の中にも**2**回以下だと答えた者もいたことから、居住年数が長いからといって訪問回数が多くなるわけではない。

表 19 居住年数と母国訪問回数の関係(単位：人数)

| 訪問回数 居住年数 | 2 回以下 | 3 回以上 5 回未満 | 5 回以上 10 回未満 | 10 回以上 |
|--------------|-------|----------------|-----------------|--------|
| 5 年未満 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 5 年以上 10 年未満 | 5 | 4 | 6 | 0 |
| 10 年以上 | 2 | 0 | 4 | 2 |

表 20 は、調査協力者の子女 **46** 名に調査協力者の母国訪問回数を尋ねた結果をまとめたものである。表 20 をみると、**5** 歳未満の子女は **16** 名中 **10** 名(**62.5%**)が「**0** 回」と答えており訪問経験がなく、**6** 名(**37.5%**)が「**1** 回以上 **5** 回未満」だと回答している。**5** 歳以上 **10** 歳未満の子女は **23** 名中 **19** 名(**82.6%**)が「**1** 回以上 **5** 回未満」と答え、**3** 名(**13.0%**)が「**0** 回」、**1** 名(**4.4%**)が「**5** 回以上 **10** 回未満」と答えた。しかし、表 20 は子女の実年齢でまとめているため、実際の訪問時は **5** 歳未満であることが多い。**10** 歳以上の子女は **7** 名中 **5** 名(**71.4%**)が「**1** 回以上 **5** 回未満」、**2** 名(**28.6%**)が「**5** 回以上 **10** 回未満」と答えた。全体で見ても、**46** 名中 **13** 名(**28.3%**)が「**0** 回」、**30** 名(**65.2%**)が「**1** 回以上 **5** 回未満」と答えていることから、子女の調査協力者の母国訪問頻度は決して多くないといえる。

表 20 子女の調査協力者の母国訪問回数(単位：人数)

| 訪問回数 実年齢 | 0 回 | 1 回以上 5 回未満 | 5 回以上 10 回未満 | 10 回以上 |
|--------------|-----|----------------|-----------------|--------|
| 5 歳未満 | 10 | 6 | 0 | 0 |
| 5 歳以上 10 歳未満 | 3 | 19 | 1 | 0 |
| 10 歳以上 | 0 | 5 | 2 | 0 |

さらに、母国との接触の確認として、どれくらいの頻度で国際電話をかけ母国の家族と連絡をとっているかを尋ねた。母国を実際に訪問するには、経済的にも時間的にも負担が大きい。しかし、国際電話なら比較的容易に利用でき、母国訪問よりも負担が軽いため多くの『外国籍配偶者』が利用していると考えられる。

母国への国際電話の頻度の回答として、「週に **1** 回程」が **10** 名(**40.0%**)、「月に **1・2** 回程」が **8** 名(**32.0%**)、「用事がある時だけ」が **6** 名(**24.0%**)、「電話はかけない」が **1** 名(**4.0%**)であった。多くの調査協力者は「週に **1** 度程」もしくは「月に **1・2** 回程」母国の家族と連絡をとっているよう

である。「電話はかけない」と答えたのは**1**名のみで、回答した調査協力者**S**は両親がすでに亡くなっており、唯一の肉親である妹は**S**が来台する**5**年前に仲介業者を利用して台湾人男性と結婚し**S**と同じ宜蘭縣に居住している。そのため、母国であるベトナムに家族がおらず電話はかけないようである。

調査協力者**X**が述べるように、国際電話はいまでは身近な存在であり、母国の家族と連絡をとる重要な手段である。頻繁に母国を訪問することは困難だが、電話なら経済的にも負担が軽く、子女と調査協力者の母国の家族との接点を維持することも可能になる。

X：「月に**2**回くらい電話する。昔と比べて、国際電話は安くなった。」

また、母国との接触として手紙のやりとりやインターネットの使用についても質問した。手紙を書くことと答えた調査協力者おらず、インターネットを利用すると答えた調査協力者は**25**名中**1**名(**4.0%**)であった。手紙は配達に時間がかかるため不便だと感じているようである。

D：「手紙は時間がかかるから。電話の方が便利。」

E：「手紙は遅い。用事がある時は電話をかける。携帯でメールを送ったりもする。」

I：「手紙は書かない。ベトナムの家にパソコンなんてないから、インターネットもしない。」

一方インターネットに関しては、母国の家族がパソコンを持っていなかったり使用方法がわからなかったりするためあまり利用されていない。唯一利用すると答えた調査協力者**R**に関しても、**R**の姉の子女が使い方を知っているため利用していると答えている。

R：「私より先に姉が結婚して同じ彰化に住んでいる。姉の家にはパソコンがあって姉の子どもが使えるから、週末姉の家に行ってベトナムの両親とインターネットで話したりする。マイクとイヤホンを使って、話すこともある。」

「家族とのコミュニケーションのため」に子女に母語を話せるようになって欲しいと願いつつも、毎年母国を訪問している調査協力者はいない。また、子女の調査協力者の母国訪問回数も決して多くはなく、頻繁に母国に帰ることは容易ではないようである。また、手紙やインターネットはあまり利用されていないが、国際電話は母国訪問よりも負担が軽いことから比較的頻繁に利用されているようである。しかし、一度の国際電話で数時間話をするのではなく**30**分程度の会話だと多くが答えている。限られた母国訪問と短い母国への電話では、「家族とのコミュニケーショ

ンのため」という動機付けを高く維持することは容易ではないと考えられる。

5.4.3.2. 東南アジア諸国に対する意識

さらに、母語継承の動機付けに影響を与える要因として東南アジア諸国に対する意識も挙げられる。奥島(2008)などでも述べられているように、台湾における東南アジア諸国に対する偏見や先入観などが東南アジア諸国出身の女性に対して所有感や差別感といったものをもたせるようである。東南アジア諸国の言語を継承するということに価値を見出さない台湾社会の姿勢がそのまま家庭内にも現れることになる。

O:「台湾に来て辛かったことは、ベトナムから来た・ベトナム人というだけで低くみられたこと。差別を感じた。」

調査協力者 **O** は、ベトナムで元夫と出会い 3 年の交際を経て来台している。**O** は来台前の想像と来台後の現実には大きな差があったことを述べている。**O** は調査協力者の中で最も教育年数が高く、彼女の語りからは学業に対する向上心やベトナム人であるというアイデンティティが強く感じられた。また **O** の場合は、ベトナム語を教えることに好意を示さない義両親を説得するという他の調査協力者にはみられない行動をしている。

O:「大学 2 年生の時に、母親の商売が失敗して学費を払えなくなり中退した。でも、ずっと勉強したいと思っていた。夫は『台湾に来たら、また勉強できる。両親は娘のように可愛がると大歓迎しているよ』といったから、台湾へ行くことを決めた。でも、現実は全然違った。期待していた学校は大学ではなく識字班のことだった。義両親もベトナムから来た私を歓迎しなかった。義母は私が子どもにベトナム語で話しかけることを嫌がったけれど、子どもの母親は私。私がベトナム語で子どもに話すことを嫌がるなんておかしい。だから、説得した。」

また、調査協力者 **T** も台湾で感じたベトナムに対する偏見を語っている。

T:「台湾人はベトナム人に対して悪いイメージをもっている。ベトナムから来る花嫁はお金のために台湾に来たとか台湾の人は思っているから大変。」

母語継承に関して、**T** は「子どもに母語を話せるようになって欲しい」と考えている。**T** の夫は来台した 3 年後に亡くなり、その後彼女は様々な仕事をかけもち家計を支えた。家計を支える

大黒柱として働く **T** は、自分に誇りを感じているようで、子女との会話にも国語やホーロー語にベトナム語を混ぜている。

一方、調査協力者 **Q** は『外国籍配偶者』の子女が成長や学業に問題を抱えているという報道を見たことから子女のことを心配している。

Q : 「テレビで外国籍配偶者の子どもは問題を抱えていると聞いて、息子のことが心配になった。(どんな問題かという問いに対して) 発達が遅いとか聞いた。息子は短気で癩癩をすぐ起こすから、何か問題があるのかもしれない。心配だから、毎晩寝る前に『良い子になりなさい』って話をしながら寝かしつける。」

朱(2002)によると、『外国籍配偶者』の子女に関する報道は、子女の発育の遅れや学習障害など多くが負の面を備えている。このような報道は、『外国籍配偶者』やその子女に対して負のイメージを刻むことになるであろう。また調査協力者 **Q** の義父は、**Q** が子女にベトナム語を使用することを快く感じていない。**Q** は子女への母語継承に関して、「どちらでも良い」と答えており、台湾における『外国籍配偶者』に関する報道や義父の考えが影響しているようである。

また、調査協力者 **S** の夫は、インタビュー中しきりに台湾で生活することができる **S** のことを幸せだと述べていた。

S 夫 : 「台湾は良いところ。**S** は台湾で生活できて幸せだ。毎日、ご飯を食べることができて幸せだ。」

S の夫は、ベトナムに対して「貧しい国」という印象をもっているようである。また、筆者が印象的だったのは食事に関して述べた部分である。

S 夫 : 「食事は全部、私が作る。ベトナム料理は辛すぎたり酸っぱすぎたりするから、好きじゃない。**S** は未だに中華・台湾料理を上手に作れないから。**S** は私が作る料理を食べるけれど、ベトナムの調味料をかけて食べる。それがとても臭い。」

S の夫が臭いと述べたベトナムの調味料はヌックマムという魚介類を発酵させた魚醤で、家の外に置かれていた。**S** の夫は、筆者にヌックマムをみせた後、手が臭くなるといい手を洗いに行った。**S** は夫が作る中華・台湾料理を食べるが、慣れ親しんだ味に近づけるために調味料をかけているようである。夫は調味料の使用を禁止することはないが、**S** がベトナム料理を家で作るこ

とはなく、家事の権限は夫にあるようである。

ベトナム語を子女に使用することに対して **S** の夫は反対していない。**S** 自身は教えたいと述べているが、実践にはつながっていない。夫がもつベトナムに対する印象を少なからず **S** 自身は感じていると思われ、母語継承の動機付けを下げているのではないかと考えられる。

5.4.3.3. 来台の背景

調査協力者の来台の背景も母語継承意識に影響を及ぼしていると考えられる。『外国籍配偶者』は「外籍新娘」とひとまとめにされる傾向があるが、個々の背景は実に様々である。

Y：「私は **8** 人兄弟の **2** 番目で、ベトナムでの生活は決して楽ではなかった。台湾へ行くことを決めたのも家族のため。私が台湾へ行ったら、家族は助かる。」

調査協力者 **Y** は、仲介業者を利用し夫と出会った。**Y** の語りからは、台湾での生活に対する強い覚悟が感じられた。また、来台の理由もはっきり「家族のため」と答えている。子女にベトナム語を教えることに関しては次のように述べている。

Y：「台湾で生活しているのだから、中国語と台湾語が大切。ベトナム語は話せても話せなくてもどちらでも良い。子どもがベトナム語を覚えたとしても使える場所は限られている。」

Y は、子女にベトナム語を積極的には教えていない。家族も「どちらでも良い」と関心がない。**Y** は台湾での生活において、ベトナム語に価値を強く感じていないようである。一方、調査協力者 **U** は次のように述べている。

U：「私はいとこの紹介で夫と出会った。いとこは私が来る前に、台湾人と結婚して台湾で生活していたから。(不安ではなかったかと筆者が聞いたところ)いとこの紹介だから安心。あと、いとこが台湾へ行ったことでいとこの家族は助かった。だから、私も台湾へ行くことを決めた。私は勇気がある人間だから怖くなかった。」

U も家族のために来台を決めたと述べている。彼女の語りからは、自分の決断が家族を助けたという誇りが感じられた。母語継承に関しては、仕事が多忙なため実践はしていないが、次のように発言している。

U:「仕事が忙しくて時間がないから教えていない。自分で教える時間がないから、ベトナム語教室みたいなのがあったら通わせたい。」

調査協力者 U は子女にベトナム語を話せるようになって欲しいと考えている。要因の一つとしては、家族がベトナム語を子女に教えることに肯定的であることが挙げられるであろう。

5.5. 台湾における東南アジア諸国出身の女性の母語の地位

5.4.1. では調査協力者の母語継承に対する考えを明らかにした。子女に自分の母語を話せるようになって欲しいかという問いに対して「いいえ」と答えた調査協力者はいなかった。多くの調査協力者が子女に母語が話せるようになって欲しいと望んでいるが、5.4.2. より理想と現実にギャップがあることがわかる。5.4.2. で母語を教えていない理由として「使用できる機会がない」という回答があり、台湾で生活する『外国籍配偶者』の子女が『外国籍配偶者』の母語に接する機会は限られているようである。そこで本節では、台湾のある特定地域に焦点を当て、台湾人と結婚した外国人女性の母語の地位をある指標を用いて明らかにし、母語継承を考察することを試みる。

5.5.1. 対象地と対象言語

対象地は、嘉義縣民雄郷⁷⁴である。4.2. でも述べたように、本研究の調査協力者の半数以上である 14 名が嘉義縣民雄郷居住ということもあり、対象地として選んだ。また、嘉義縣居住の調査協力者 14 名から福建語が母語だと答えた調査協力者 E と F を除く 12 名のうち 11 名は母語がベトナム語と回答し、1 名はベトナム語と広東語だと答えている。そのためベトナム語に焦点を当てることにする。

5.5.2. 分析方法

言語を取り巻く社会環境を明らかにするための指標として用いるのは、ユネスコの危機言語アドホック専門家会が 2003 年に言語の危機度を査定するためのスケールとしてまとめた”Language Vitality and Endangerment”である。これはある言語がどれだけ活力があるか、どれだけ危機に面しているかを様々な角度から評価するもので、消滅に瀕した危機言語の体系的な情報の収集と調査の増強を目的とし九つのファクターを六つの度合いで評価するもの⁷⁵である。”Language Vitality and Endangerment”の指標を採用する理由としては、大きく二つある。

⁷⁴ 嘉義縣民雄郷に関しては「4.1. 主要調査地」でまとめている。

⁷⁵ UNESCO(2003)によると、UNESCO の言語の活力と危機の指標は九つの要因を用いて総合的に判断するものであり、単一の要因のみで評価するものではない。

一つ目は、「多くの人の調査から作成されており、修正が何度もなされている」(UNESCO 2003:1) ため偏った指標ではないと考えるからである。二つ目は、「日本の文部科学省から特定研究領域として研究補助金がおりており『環太平洋地域の消滅に瀕した言語に関する緊急調査研究』という大きなプロジェクトであること」(UNESCO 2003:1)ことから、信用に値すると考えるからである。

5.5.3. 嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の活力と危機度の査定

ユネスコの言語の危機度を査定するためのスケールは九つのファクターを含む。そして、それぞれのファクターには、六つの度合いがある。度合いが高くなればなるほどその言語の活力が高い、つまり安全だと考えられる。逆に、度合いが低くなればなるほど言語の危機度が高く、危険な状態になる。以下、順に九つのファクターを紹介し嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の活力と危機度を評価していく。

5.5.3.1. 世代間の言語継承

5.2.2.で明らかにした調査協力者の家族の会話能力や5.4.2.で述べた母語継承の実践からベトナム語を母語とする調査協力者の家庭では、子女が母語としてベトナム語を習得していない。現在、ベトナム語の最も若い話者は、子女の親である調査協力者である。本調査を通して感じたことは、今後、子女の親である調査協力者が祖父母の世代、曾祖父母の世代になった場合、ベトナム語が世代間で継承されていくとは考えにくいということである。表 21 の度合いに沿うと、ベトナム語は親の世代で使用されていることから「3：危険」と評価できる。しかし、将来的には「2：重大な危険」、「1：極めて危険」になる可能性は非常に高いと考えられる。

表 21 世代間の言語継承に関する危機度

| 危機度 | 度合い | 話者人口 |
|--------|-----|---|
| 安全 | 5 | 全ての世代で話されている。 |
| 脆弱 | 4 | 全ての領域で一部の子女に使われている/限られた領域で全ての子女に使われている。 |
| 危険 | 3 | 主に親の世代以上で使われている。 |
| 重大な危険 | 2 | 主に祖父母の世代で使われている。 |
| 極めて危険 | 1 | 曾祖父母の世代で限られた話者によって使われている。 |
| 消滅・不活性 | 0 | 話者が存在しない。 |

5.5.3.2. 話者の絶対数

4.1.で述べたように、2009年3月末時点で嘉義縣民雄郷に居住するベトナム出身の外国籍配偶者は430名である。民雄郷におけるベトナム語話者の正確な数値は不明だが、ベトナム出身の外国籍配偶者430名はベトナム語話者であると考えられる。

ユネスコの当該ファクターに関しては、明確な基準は定義されていない。しかし、国語やホロー語と異なりベトナム語は嘉義縣民雄郷において話者の絶対数からみるとマイノリティになることは明らかであることから「2：重大な危険」であると考えられることができる。

5.5.3.3. 総人口における話者の割合

4.1.でまとめたように、民雄郷の人口は2009年3月末時点で72,715名である。民雄郷にベトナム語話者が何名いるか正確な数値は不明であるが、民雄郷には430名のベトナム出身の外国籍配偶者が生活していることからベトナム語話者の割合は多く見積もっても1%程であると考えられる。民雄郷の総人口におけるベトナム語話者の割合は非常に限られておりマイノリティグループであることは明らかである。そのため、表22より「2：重大な危険」に位置づけた。

表 22 総人口における話者の割合に関する危機度

| 危機度 | 度合い | 総人口における話者の割合 |
|--------|-----|----------------|
| 安全 | 5 | 全ての者に使われている。 |
| 脆弱 | 4 | ほぼ全ての者に使われている。 |
| 危険 | 3 | 大部分の者に使われている。 |
| 重大な危険 | 2 | 少数の者に使われている。 |
| 極めて危険 | 1 | ほとんど使われていない。 |
| 消滅・不活性 | 0 | 誰にも使われていない。 |

5.5.3.4. 依存する言語使用領域(ドメイン)⁷⁶に関する動向

ベトナム語はベトナム料理屋や識字教室のベトナム人同級生など非常に限られたドメインでのみ使用されている。また、近所に住むベトナム出身者と出会った時やベトナム出身者が働く市場や美容院などでも使用されているが、ベトナム語を使用できる典型的なドメインとはいえないため、表23より「1：極めて制限されたドメイン」であると査定した。

⁷⁶ ドメイン(言語使用領域)とは、アメリカの社会言語学者 Joshua Fishman によって広められた専門用語で、典型的場面における典型的な参与者との典型的な相互作用のことを指す。「具体的に言えば、『親子が自宅で、その日にあった出来事などをなんとなく話す』状況を一般化した言語使用領域は『家庭』になる。また、『会社の同僚と会社で仕事の打ち合わせをする』状況は『仕事』という言語使用領域を形成する。つまり、より簡潔に言えば、参加者(participants)、場面(setting)、話題(topic)から引き出されるラベルとしての概念が言語使用領域ということになる」(松尾 2006:34)。

表 23 依存する言語使用領域に関する危機度

| 危機度 | 度合い | 総人口における話者の割合 |
|---------------|-----|------------------------------------|
| 普遍的な使用 | 5 | 全てのドメインで全ての機能のために使われている。 |
| 多言語使用 | 4 | 二つ/それ以上の言語が主要で社会的なドメイン・機能で使われている。 |
| 領域の減少 | 3 | 家庭内/多くの機能で使われるが、支配言語が家庭内に浸透し始めている。 |
| 制限された形式的なドメイン | 2 | 限られた社会的領域やいくつかの機能のために使われている。 |
| 極めて制限されたドメイン | 1 | 非常に限られたドメインや機能のためだけに使われている。 |
| 消滅・不活性 | 0 | どのドメインにも機能のためにも使われていない。 |

5.5.3.5. 新しい使用領域及びメディアに対する反応⁷⁷

台湾の有線テレビは、ホーロー語や客家語などの郷土言語だけでなく、英語や日本語などの外国語の専用チャンネルもあり、加入⁷⁸すると番組を 24 時間毎日視聴することができる。ベトナム語の定期的な放送としてはラジオがあり、嘉義縣では漢聲廣播電台⁷⁹や雲嘉廣播電台⁸⁰などの FM ラジオ放送をベトナム語で聴くことができる。しかし、職場や教育などの新しいドメインでベトナム語は使用されていないため、表 24 より「1：最小限の活力」と査定した。

表 24 新しい使用領域及びメディアに対する反応に関する危機度

| 危機度 | 度合い | 総人口における話者の割合 |
|--------|-----|----------------------|
| 非常に活力的 | 5 | 全ての新しいドメインで使われている。 |
| 活力的 | 4 | ほとんどの新しいドメインで使われている。 |
| 比較的活力的 | 3 | 多くのドメインで使われている。 |
| わずかな活力 | 2 | いくつかの新しいドメインで使われている。 |
| 最小限の活力 | 1 | 少しの新しいドメインでのみ使われている。 |
| 不活性 | 0 | どの新しいドメインにも使われていない。 |

5.5.3.6. 言語教育の教材及びリテラシー

ベトナム語の継承に熱心なベトナム人配偶者は自ら絵本や教科書などを入手し、それを利用して子女に教えているかもしれない。しかし、本研究でインタビューを実施した調査協力者の中にそのような回答をした者はいなかったため、表 25 より「2：重大な危険」と評価した。子女のため

⁷⁷ 内政部入出國及移民署全球資訊網(<http://www.immigration.gov.tw/> 2009 年 3 月 7 日検索)の移民資訊及外籍配偶照顧輔導查詢を参考にまとめた。

⁷⁸ yam 天空新聞 NEWS(<http://n.yam.com/cna/life/200711/20071114954719.html> 2009 年 5 月 4 日検索)によると、國家通訊傳播委員會は 2007 年 11 月 14 日に有線の普及率は 62.08%であると述べている。

⁷⁹ 漢聲廣播電台の嘉南地區 FM101.3 では、ベトナム語での放送を毎週月曜日から水曜日までの 05:05-06:30、木曜と金曜の 12:20-14:00、土曜と日曜の 06:00-08:00 行っている。

⁸⁰ 雲嘉廣播電台 FM93.3 では、ベトナム語の放送を毎週日曜日 21:00-22:00 に行っている。

のベトナム語学習教室や教材については唯一、調査協力者 **U** が発言している。

U：「ベトナム語を話せるようになって欲しい。台北には子ども向けのベトナム語教室があると聞いたけれど、民雄にはない。ベトナム人が作ったベトナム語と中国語で書かれた教科書みたいな本を台北で見たことがあるけれど、民雄でそのような本を手に入れるのは難しい。」

U が述べるように、大都市には子女が外国籍配偶者の母語を学べる教室がある。また、言語教育のための教材を手に入れることも可能であろう。しかし、民雄郷のような地方でベトナム語教育のための教材や機会を探すことは容易ではない。**U** は、民雄郷に子女のためベトナム語教室があれば通わせたいと考えており、民雄郷にもベトナム語教育の場の設立を望んでいる。

表 25 言語教育の教材及びリテラシーに関する危機度

| 度合い | 文字資料入手の可能性 |
|-----|--|
| 5 | 正書法、文法書、辞書、テキスト、文学や日々のメディアが確立している。行政や教育においてその言語が使用される。 |
| 4 | 文字資料が存在し、学校で子女がその言語でリテラシーを発達させている。行政ではその言語は使用されない。 |
| 3 | 文字資料が存在し子女が学校で文字に触れることがあるかもしれない。リテラシーは活字メディアで使用されない。 |
| 2 | 文字資料は存在するがコミュニティで共有はされておらず、ある者にとっては象徴的な意味をもつ。その言語によるリテラシー教育は学校のカリキュラムに含まれない。 |
| 1 | 実用的な正書法はコミュニティにおいて知られており、いくつか教材は書かれている。 |
| 0 | いかなるも正字もコミュニティで入手できない。 |

5.5.3.7. 行政的及び組織的な言語意識と公的地位及び使用を含めた言語政策

1.2.で述べたように、2004年の中華民国各界慶祝九十三年国慶大會で陳水扁元総統は外国籍配偶者を含めた外国籍住民(スピーチでは外国籍新移民と述べられている)を台湾の第五の族群と認め、外国籍住民の母語を台湾の言語であると述べている。しかし、台湾政府は国語と郷土言語とみなすホーロー語・客家語・原住民諸語以外の言語を保護・支援していない。つまり、外国籍住民の母語を保護・支援するような政策は行われていないのが現状である。そんな中、台北縣政府は独自に外国籍配偶者に対する支援を実施している。台北縣政府は外国籍配偶者を「新住民」と呼び、新住民のためのホームページ⁸¹を六ヶ国語⁸²で提供するだけでなく、台北縣政府一階にある

⁸¹ 台北縣政府教育局が提供する新住民のためのホームページ：新住民專區網站 (<http://www.new-inhabitants.tpc.gov.tw/>)

⁸² 台北縣政府が提供する六ヶ国語は、国語・英語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ビルマ語である。新住民のためのサービスであるが、提供言語からもわかるように東南アジア諸国出身者が対象になっているようで

聯合服務中心に六ヶ国語によるサービスカウンターを設置し通訳・翻訳、紹介、電話照会、法的サービスなどの業務を提供している。

しかし、嘉義縣民雄郷にはそのようなサービスはないのが現状である。何か問題があれば、自分で対処するか、家族や国語が流暢なベトナム人に頼るしかない。そのため、表 26 より「2：積極的な同化姿勢」と査定した。

表 26 行政的及び組織的な言語意識と公的地位及び使用を含めた言語政策に関する危機度

| 支援の度合い | 度合い | 言語に対する公的な姿勢 |
|----------|-----|--|
| 平等な支援 | 5 | 全ての言語が保護されている。 |
| 区別化された支援 | 4 | マイノリティ言語は主として私的な領域の言語として保護されている。 |
| 軽度な同化姿勢 | 3 | マイノリティ言語に関する明確な政策は存在しない。支配言語が公的領域に普及している。 |
| 積極的な同化姿勢 | 2 | 政府は支配言語への同化を推奨している。マイノリティ言語に対する保護は行われていない。 |
| 同化の強制 | 1 | 支配言語は唯一の公的言語である。非支配言語は承認も保護もされていない。 |
| 禁止 | 0 | マイノリティ言語は禁止されている。 |

5.5.3.8. 地域住民の地域言語に対する言語意識

本研究の調査協力者で嘉義縣民雄郷居住の東南アジア諸国出身の女性 14 名のうちベトナム語が母語だと答えた 12 名に対するインタビューでは、9 名が「子どもにベトナム語を話せるようになって欲しい」、3 名が「どちらでも良い」と回答した。また、福建語が母語だと答えた調査協力者 E と F もベトナム語は母語ではないが、故郷の言葉なので子女への継承を望んでいる。しかし、調査協力者の母語継承に関して家族 14 組のうち 9 組(64.3%)が「どちらでも良い」、2 組(14.3%)が「子どもにベトナム語を教えて欲しくない」、3 組(21.4%)が「子どもにベトナム語を教えて欲しい」と答えた。「どちらでも良い」と答えた家族は、子女へのベトナム語継承に反対もしないが積極的な支援もせず、無関心である傾向がある。3 組の家族は子女が調査協力者の母語を話せるようになって欲しいと希望しているが、どのように教えるのかといった考えは聞かれなかった。そのため、嘉義縣民雄郷におけるベトナム語は、ベトナム語を母語とする外国籍配偶者や一部のその家族によって維持もしくは維持に対する支援がされており、大部分は無関心であるため表 27 より「1：極めて危険」と査定した。

ある。

表 27 地域住民の地域言語に対する言語意識に関する危機度

| 度合い | 言語に対する地域住民の態度 |
|-----|---|
| 5 | 全ての成員が彼らの言語を重要だと捉え、促進を望んでいる。 |
| 4 | 大部分の成員が言語の維持を支援している。 |
| 3 | 多くの成員が言語の維持を支援しているが、無関心、または言語消失を肯定する成員もいる。 |
| 2 | 一部の成員が言語維持を支援しており、他の成員は無関心、または言語消失を肯定している。 |
| 1 | わずかな成員のみが言語維持を支援しており、他の成員は無関心、または言語消失を肯定している。 |
| 0 | 言語が消失しても誰も気にしない。全ての成員が支配言語の使用を好む。 |

5.5.3.9. 言語記録保存の量と質

嘉義縣民雄郷において、一定のベトナム語の資料を探すことは不可能ではない。本屋へ行けば辞書や文法書などの入手は可能であろう。しかし、英語や日本語の資料と異なり需要がそれほど高いとはいえないことからベトナム語の資料は限られていると考えられ、十分な資料から選択することは難しい可能性がある。そのため、表 28 より「2：断片的」と評価した。

表 28 言語記録保存の量と質に関する危機度

| 言語資料の質 | 度合い | 言語資料 |
|--------|-----|--|
| 最上級 | 5 | 包括的な文法書、辞書、多くのテキストなど一定の資料がある。豊富な注釈付きの質の高いオーディオやビデオ録画がある。 |
| 良い | 4 | ある優れたもしくは十分な量の文法書、辞書、テキスト、文学があり、時折日々のメディアで更新される。十分な量の注釈付きの質の高いオーディオやビデオ録画がある。 |
| 適当 | 3 | 十分な量の文法書、辞書、テキストがあるが、日々のメディアはない。オーディオやビデオ録画はあるが質や注釈の度合いは様々である。 |
| 断片的 | 2 | 言語研究のために有用できる文法的なスケッチ、語彙リスト、テキストがあるが、適用範囲は不十分である。注釈の有無に関わらず、様々な質のオーディオやビデオ録画がある。 |
| 不十分 | 1 | わずかな文法的なスケッチ、限られた語彙リストや断片的なテキストがある。オーディオやビデオ録画は存在しなかったり、使用に適さない質であったり、もしくは注釈が完全になかったりする。 |
| 存在しない | 0 | 資料は存在しない。 |

5.5.4. 嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の活力と危機度の査定結果

5.5.3.で嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の活力と危機度をユネスコの指標を用いて査定してみた。表 29 にまとめたように、九つのファクターのうち「3：危険」が一つ、「2：重大な危険」が五つ、「1：極めて危険」が三つという結果で、「2：重大な危険」が最多であった。そのため、

嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の活力と危機度は、ユネスコの”Language Vitality and Endangerment”によると「2：重大な危険」であると評価した。言語維持は、政治・メディア・教育の現場が大きな役割を担うことがユネスコの指標からわかる。そのため、今後は公的な機関におけるベトナム語使用の可能性、子女がベトナム語を学習できる場の設立、子女への母語継承に対する家族の理解を進めることが嘉義縣民雄郷における課題であるといえる。

表 29 嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の危機度

| ファクター | 結果 |
|---------------------------------------|--|
| ファクター1：世代間の言語継承 | 「3：危険」親の世代でのみ使用されており、今後世代間で継承されるとは考えにくい。 |
| ファクター2：話者の絶対数 | 「2：重大な危険」民雄郷のベトナム語話者の具体的な人数は不明であるが、国語やホーロー語と異なりマイノリティであることは明らかである。 |
| ファクター3：総人口における話者の割合 | 「2：重大な危険」民雄郷のベトナム語話者の人数は不明であるが、大部分の者に使われているとはいいがたく少数の者に使われていると考えられる。 |
| ファクター4：依存する言語使用領域に関する動向 | 「1：極めて制限されたドメイン」家庭内で使用されることはなく、ベトナム料理屋や識字班といった非常に限られたドメインでのみ使用されている。 |
| ファクター5：新しい使用領域及びメディアに対する反応 | 「1：最小限の活力」FM ラジオ放送でベトナム語の番組が週に数回かつ一時間程度聞くことができる。職場や教育などの新しいドメインで使用されることはない。 |
| ファクター6：言語教育の教材及びリテラシー | 「2：重大な危険」文字資料は存在するがコミュニティで共有はされていない。ベトナム語によるリテラシー教育は学校のカリキュラムに含まれていない。 |
| ファクター7：行政的及び組織的な言語意識と公的地位及び使用を含めた言語政策 | 「2：積極的な同化姿勢」台湾政府は国語と郷土言語とみなすホーロー語・客家語・原住民諸語以外の言語を保護・支援していない。地域によっては、公的な場においてベトナム語でのサービスが提供されているが、民雄郷では行われていない。 |
| ファクター8：地域住民の地域言語に対する言語意識 | 「1：極めて危険」：ベトナム語を母語とするわずかな成員やその家族のみが言語維持を試みているが、大部分の成員は無関心で反対もしないが支援も行っていない。 |
| ファクター9：言語記録保存の質と量 | 「2：断片的」ベトナム語の資料を探すことは不可能ではないが、需要の低さから十分な資料が揃っているとは考えにくい。ベトナム語の DVD や VCD もあるが、様々な質があると考えられる。 |

6. 終章

6.1. まとめ

家庭における言語使用に関しては、国語は地域に限らず使用されている。国語を家族との会話で使用しないと回答した調査協力者はいなかった。ホーロー語は、特に南部居住の調査協力者が多く使用しており、中には義理の両親との会話はホーロー語のみと答えた調査協力者もいた。客家語は、客家人が多く居住する新竹縣居住の調査協力者に使用されていた。調査協力者の母語について、家庭内で「いつも使用する」と回答したのは調査協力者 **E** と **F** で、彼女たちの母語は福建語でありインドネシア語ではないことに留意する必要がある。家庭内で「母語を使用する」と答えた調査協力者の使用方法や言語の機能に注目すると、多くは感情伝達機能のみで情報伝達機能は兼ね備えていない。また、基本的な挨拶や物の名前などが中心で、国語やホーロー語などの郷土言語の中にベトナム語の単語や表現を混ぜて会話が行われていることから使用方法や機能は限られたものであるといえる。

会話能力に関しては、全ての調査協力者が国語を「聞くのも話すのも問題ない」、「聞くのも話すのもまあまあ」と答えた。ホーロー語は、南部に居住する調査協力者の多くが「聞くのも話すのも問題ない」、「聞くのも話すのもまあまあ」と述べた。客家語は、新竹縣居住の調査協力者が「聞くのも話すのも問題ない」、「聞くのも話すのもまあまあ」と回答した。一方、家族の調査協力者の母語の会話能力は低いことが明らかになった。調査協力者の母語を「聞くのも話すのも問題ない」と答えたのはインドネシア人華僑である調査協力者 **E** と **F** の家族の成員で、福建語を想定して回答されている。調査協力者の母語を「聞くのも話すのもまあまあ」と回答した家族は、以前ビジネスのためにベトナムに在住していた経験があったり、ベトナム料理屋やエステ店を営んでいるためベトナム人やベトナム語との接触が比較的多かったりするケースである。「聞けるが話せない」と答えた家族は、頻繁なベトナム訪問経験があったり、調査協力者自ら教えたりしているケースである。義理の両親の中で、「聞くのも話すのもまあまあ」、「聞けるが話せない」と答えた者はいなかった。また、家族の大部分は調査協力者の母語を「聞けないし話せない」と答えており、多くの調査協力者は一方的に台湾の言語を習得している状況がみえてくる。

台湾の言語の習得に関しては、7割以上の調査協力者が来台前に国語学習の経験があるが、多くが結婚をして台湾へ行くことが決定してから行われる非常に短期間のものであるため大きな効果があるとはいいがたい。来台後には7割近い調査協力者が識字班などで国語を学習しているが、育児・家事・仕事などで多忙な日々を送っていることから継続的な学習は容易ではなく、家族の支援が必要不可欠である。また識字班は国語学習の場としてだけでなく、同国出身者/同国以外出身者と出会える場、母語を使用できる場、情報を交換できる場でもあり、台湾での生活範囲や交流範囲を広げる効果も担っている。郷土言語の学習については、国語学習のための識字班の

ような教室が確立していないことから、家族や近所の人とのコミュニケーションから習得しているのが現状である。台湾で生活するうえで必要な言語は国語だけではないため、郷土言語を学習するための体系を確立することが重要であるといえる。

母語継承に関しては、子女に母語を話せるようになって欲しいかという問いに「いいえ」と答えた調査協力者はいなかった。理由は、「母国の家族とのコミュニケーションのため」、「能力として」「アイデンティティとして」が挙げられた。中には、「子女次第」、「母語より重要な言語がある」という回答もあった。母語継承を望む調査協力者は多いが、実際に行っているかという問いに「はい」と回答した調査協力者は**3**名であった。この**3**名は、同国出身の者や調査協力者の母語に触れる機会が比較的多い。「いいえ」と答えた調査協力者が挙げた理由としては、「家族の理解が得られない」、「子女が幼すぎる」、「時間がない」、「子女が興味を示さない」、「使用できる機会がない」といったようなものがある。また、母語継承の動機付けとして、「母国の家族とのコミュニケーションのため」という回答が多く聞かれた。しかし、大部分の調査協力者やその子女は経済的・時間的な問題から頻繁に母国を訪問しているとはいえない状況である。国際電話については、母国訪問よりも負担が軽いことから多く利用されているが、週に**1**回程度かつ**30**分程の会話と限られたものである。限られた母国訪問や母国への電話という接触では、「家族とのコミュニケーションのため」という動機付けを高く維持し続けることは難しいといえる。また、子女は学業に忙しいため母語を教えることで負担を増やしたくないという意見もみられた。さらに、調査協力者の母語を子女に教えることに関心を示さない台湾社会の姿勢が家庭内にも現れているようである。

また、嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の地位をユネスコの言語の危機度を査定するためのスケールを用いて評価を行ったところ、九つのファクターのうち、「**3**：危険」が一つ、「**2**：重大な危険」が五つ、「**1**：極めて危険」が三つという結果であった。そのため、全体的にみて、嘉義縣民雄郷におけるベトナム語の危機度は「**2**：極めて危険」であると評価した。家庭内でベトナム語が使用されることは稀であるため世代間の言語継承は行われておらず、絶対数をみてもマイノリティである。総人口における話者の割合に関してもベトナム語はマイノリティグループであり、非常に限られたドメインでのみ使用されている状況である。一部のメディアでは使用されているが、職場や教育の場において使われることはなく、大都市と異なり言語教育の教材も揃っていない。地域住民はベトナム語に対して無関心であるため、ベトナム語の言語継承は容易ではない。

言語継承は家庭内の問題ではなく、政治・メディア・教育の現場も大きな役割を担っていることから、社会が一丸となって取り組むべき課題であろう。また、台北縣のような都市部では通訳や法的サービスなど様々な業務を国語だけでなく英語や東南アジア諸国の言語で提供しており、地方よりもノウハウが形成されているといえる。今後は、それぞれの地域が独自に『外国籍配偶

者』に関する問題や課題に取り組むのではなく、地域と地域が連携していくことも必要であろう。

6.2. 今後の課題

本論文では、台湾における『外国籍配偶者』の言語使用意識と母語継承意識に焦点を当て、インタビュー調査を行い、その結果にもとづき論じた。本節では、今後の課題について検討したい。

第一の課題は、対象者の拡大である。本論文では、東南アジア諸国出身の女性に焦点を当てているが、インタビューを行った結果、9割近くの調査協力者がベトナム出身であった。今回は、タイ・フィリピン・ミャンマーなどの女性にインタビューをすることができなかつたため、今後はベトナム出身者だけでなく対象者を広げて調査を行うことが必要であろう。また、研究が比較的少ない日本・韓国・欧米出身の女性への調査も重要であるといえる。さらに、今回は女性のみが対象であった。現在、男性の外国籍配偶者に関する研究が非常に限られているため、今後男性に焦点を当てることも必要であると考えられる。最後に、今回の調査協力者の中には4名の華僑がいた。華僑の調査協力者は母語が福建語や広東語などであったり、故郷の言語も母語と認識したりと様々なケースがみられる。華僑の外国籍配偶者に焦点を当て、母語継承を考察することも意義深いであろう。

第二の課題は、調査地の拡大である。本研究では、主に嘉義縣に居住する『外国籍配偶者』にインタビューを実施した。そのため、ホーロー語の使用や能力が比較的高い傾向にあった。今後は、客家人や原住民族が多く居住する地域での調査も必要であると考えられる。また、居住地の優勢な族群によって、母語継承意識に差が生じるのかを検討することも意義深いであろう。

第三の課題は、母語継承に対する質問の検討である。調査協力者の家族に、子女が『外国籍配偶者』の母語を話せるようになって欲しいかと質問したところ「どちらでも良い」という回答が多かった。『外国籍配偶者』の母語に対する家族の関心の低さがみてとれるが、『外国籍配偶者』の母語だけでなく、ホーロー語・客家語などの郷土言語や英語に関しても同様の質問を行っていれば、さらに『外国籍配偶者』の母語に対する家族の態度が明らかになると考えられる。

第四の課題は、継続的な研究調査である。『外国籍配偶者』を指す呼称の変化にもみられるように、『外国籍配偶者』に対する台湾社会の態度は時代によって大きく変わる。「問題要因」だと認識されてきた『外国籍配偶者』も近年では、陳水扁元総統の発言にもあるように台湾を構成する族群の一つだとされ、『外国籍配偶者』の母語も台湾の言語だと述べられている。このような意識が台湾社会に浸透すると、『外国籍配偶者』やその家族の意識にも徐々に変化がみられると思われる。今後も多くの『外国籍配偶者』が来台すると考えられることから、継続的な調査研究が必要であると考えられる。

6.3. むすび

本調査は、『外国籍配偶者』の言語使用意識と母語継承意識、さらに『外国籍配偶者』の母語継承に対する台湾の家族の意識を明らかにすることを目的として行った。『外国籍配偶者』は台湾社会を構成する成員であり、地域社会・学校・職場などのコミュニティは成員が共同で作られていくものである。しかし、『外国籍配偶者』が住民として台湾で生活していくためには台湾の言語を一方的に習得することが求められている。岡崎(1994)は、多言語の中で現地住民と外国人が言語的・文化的アイデンティティを保持または発展させながら共生の途を探る多言語の言語的共生化という概念を挙げている。そのうちの一つである言語内共生化は「異言語の話者同士が同一コミュニティの住民として共生していくためには、ある言語についてそのような共生に適した運用を作り出し、共生言語として形成していく過程」(岡崎 1994:63)であると述べ、一方的に言語習得を強いるのではなく、相手の言語や文化を一方で保持・発展させることを前提としている。また、国際人権規約 B 規約(自由権規約)や子どもの権利条約にもあるように、『外国籍配偶者』は子女に自分の母語を使用する権利を有し、子女も母親の母語を学習する権利を有している。伊藤(2000)も日本人と結婚した外国人女性が日本社会に適応するために現地言語学習と母語維持の 2 点を述べている。子女の母語と両親の母語が必ずしも一致するとは限らないという点には留意すべきであろう。しかし、明らかに台湾に居住する『外国籍配偶者』は母語を伝えなければ伝えられるような環境にあるとはいえない。本研究における調査協力者の家庭内言語使用意識や家族の調査協力者の母語の会話能力からみると、調査協力者が母語を使用するケースは非常に稀で、台湾の言語のみが用いられていることから、『外国籍配偶者』の言語や文化の保持・発展について考える必要があるのではないだろうか。

調査結果を振り返ると、調査協力者は国語だけでなく、地域によってはホーロー語や客家語などの郷土言語も家庭内で使用していることが明らかになった。また、調査協力者の会話能力をみると、国語だけでなくホーロー語や客家語も流暢に話すケースも多くみられた。筆者はインタビューの際、来台期間に関わらず調査協力者が非常に流暢な国語やホーロー語・客家語などの郷土言語を話す光景を何度もみた。しかし、調査協力者の家族の多くは全く調査協力者の母語を理解しないというのが現状で、調査協力者が一方的に台湾の言語を習得している現状を強く感じた。インタビューに応じてくれた調査協力者は、いまでは流暢に話しコミュニケーションに大きな支障を感じることはないと述べているが、多くの調査協力者は来台後に最も苦労したこととして言語/コミュニケーションを挙げている。中には来台前に国語を学習している調査協力者もいるが、結婚が決定してからの学習であるため非常に短期間かつ挨拶や日常生活で使用する基本的な表現のみの学習であり十分とはいえない。調査協力者が来台後に最も苦労したこととして挙げた言語/コミュニケーションの問題を解消すべく、台湾政府などは識字班などの国語を学習する機会を

設けているが、妊娠・育児・家事・仕事などで多忙な調査協力者が夜間に開かれている識字班に参加することは容易ではない。そのため国語学習の提供だけでなく、それに参加するための託児所の設置などの支援も欠かせないだろう。

異国の地に居住する『外国籍配偶者』にとって、母語を継承することは容易なことではなく、多大な労力を費やす必要がある。母語継承が必要であるのか、多大な労力を費やしても行う価値があるのか、それらは実際に台湾で生活する『外国籍配偶者』本人たちが決めることであろう。しかし、彼女たちには子女に母語を使用する権利を有し、子女は母親の母語に触れる権利を有している。これらの権利と本調査で明らかになった調査協力者たちの実情を少なくとも台湾で生活する人は知る必要があると考える。陳水扁元総統は公的な発言として台湾は多文化・多元社会だと述べている。また、『外国籍配偶者』は台湾を構成する構成員であるとも発言している。しかし、『外国籍配偶者』からみた台湾はどのように映っているであろうか。多文化・多元社会を掲げる台湾政府に、いま一度『外国籍配偶者』に対する対応の再考と構成員としての対応を期待し締めくくりたい。

參考資料(アンケート用紙)

(問卷調查)

你好，我是東海大學日本語文學系研究生，我叫做飯田美鄉。我主要是研究社會言語學，有關於在台的外籍配偶的方面特別有興趣。

這次爲了畢業論文的內容，想要對外籍配偶們做個面訪。研究的目的爲：在台的跨國婚姻家庭中的語言使用狀況以及外籍配偶者本身對於母語的傳承之現況。在現今的台灣，來自中國大陸（包括香港及澳門）的外籍配偶已經超過 40 萬人以上。而這些外籍配偶們如何在台灣適應這塊陌生土地，陌生的人群，陌生的生活，關於這點我想從基本的說話，也就是語言做起。這項調查單純只是爲了研究目的，並沒有任何的營利關係。而關於面訪的相關內容，因爲有牽涉到個人隱私權，我保證會負起全責。希望大家可以幫忙，我將由衷感謝！

(個人資料)

居住地()、來自()、出生年(年)、於何時結婚(年)
 在台居住日(年)、受過教育(年)、您的工作()
 您丈夫的工作()、來台契機()

問題 1：在家中和以下的對象都用什麼語言交談呢？請看例句回答以下問題。

1 = 最常使用 2 = 偶而使用 3 = 不使用

| 交談對象 | 母語 () | | | 國語(中文) | | | 閩南語 | | | 客家語 | | | 原住民語 | | | 英文 | | |
|------------|-----------|---|---|--------|---|---|-----|---|---|-----|---|---|------|---|---|----|---|---|
| | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| 例 丈夫(40 歲) | | | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | | | ✓ | | | ✓ | | | ✓ |
| 丈夫 (歲) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小孩 1(歲) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小孩 2(歲) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小孩 3(歲) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公公 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 婆婆 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

問題 2：妳和妳丈夫的家人在交談時所使用的語言的能力如何？

- 1) 聽不懂也不會說 2) 聽得懂但不會說
3) 聽和說都還可以 4) 聽和說都沒有問題

| | 母語 | 國語(中文) | 閩南語 | 客家語 | 原住民語 | 英文 |
|-------------|----|--------|-----|-----|------|----|
| 妳 (歲) | X | | | | | |
| 丈夫 | | | | | | |
| 小孩 1 | | | | | | |
| 小孩 2 | | | | | | |
| 小孩 3 | | | | | | |
| 公公 | | | | | | |
| 婆婆 | | | | | | |

問題 3：妳想讓自己的小孩學習自己的母語嗎？(理由為何)

問題 4：有教小孩自己的母語嗎？如果有的話，是以什麼方法教的呢？

問題 5：家人對於妳教導小孩母語有何看法？

問題 6：妳是如何學習國語(北京話)以及鄉土語言的呢？

問題 7：擁有和自己同鄉(和自己不同鄉)的朋友嗎？是如何認識的呢？

問題 8：在台灣生活中，有沒有機會或是場所可以使用自己的母語呢？

問題 9：和自己的母國的來往。(回母國的次數、打電話回母國的次數等)

問題 10：請描述妳在母國的生活。

参考資料

アンケート(日本語訳)

私は、東海大学日本語文学系修士課程 2 年生の飯田美郷と申します。大学院では、台湾における外国籍配偶者に関する研究をしております。

今回、修士論文のために、外国籍配偶者の方々にインタビューを行いたいと考えております。研究の目的は、台湾における国際結婚家庭の言語使用の状況と外国籍配偶者の母語継承の実態を明らかにすることです。現在、台湾には、中国（香港・マカオを含める）出身者を含めると 40 万人以上の外国籍配偶者が生活しております。外国籍配偶者の方々が台湾でどのような生活を送っておられるのかを、言語の面から明らかにしたいと考えております。この調査は、研究目的のみに行き営利を目的とはしておりません。インタビューの内容や個人情報に関しましては、私が責任を持ちます。ご協力いただければ幸いに存じます。

(個人的属性)

居住地(), 出身国(), 生年(年)、結婚した年(年)
 台湾に住み始めた年(年)、教育年数(年)、あなたの仕事()
 夫の仕事(), 来台の経緯()

質問 1 : 家庭内で以下の人と話す時、何語で話しますか。例を見て答えてください。

1 = いつも使用する 2 = ときどき使用する 3 = 使用しない

| 話し相手 (家族構成確認) | あなたの母語 () | | | 国語 | | | ホーロー語 | | | 客家語 | | | 原住民諸語 | | | 英語 | | |
|------------------------------|----------------------------------|---|---|----|---|---|-------|---|---|-----|---|---|-------|---|---|----|---|---|
| | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| 例 夫 (40 歳) | | | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | | | ✓ | | | ✓ | | | ✓ |
| 夫 (歳) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子ども 1(歳) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子ども 2(歳) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子ども 3(歳) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夫の父 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夫の母 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

質問 2 : あなたとあなたの台湾の家族の会話能力に関して教えてください。

- 1) 聞けないし話せない 2) 聞けるが話せない
3) 聞くのも話すのもまあまあ 4) 聞くのも話すのも問題ない

| | あなたの母語 | 中国語 | ホーロー語 | 客家語 | 原住民諸語 | 英語 |
|----------|--------|-----|-------|-----|-------|----|
| あなた (歳) | X | | | | | |
| 夫 | | | | | | |
| 子ども 1 | | | | | | |
| 子ども 2 | | | | | | |
| 子ども 3 | | | | | | |
| 夫の父 | | | | | | |
| 夫の母 | | | | | | |

質問 3 : 子どもにあなたの母語を話せるようになって欲しいと思いますか。(その理由)

質問 4 : 子どもに母語を教えていますか。教えている場合、どのように教えていますか。

質問 5 : 家族は子どもに母語を教えることに対してどのように考えていますか。

質問 6 : どのように国語・郷土言語を習得しましたか。

質問 7 : 同郷出身/同郷出身以外の友人がいますか? どのように知り合いましたか?

質問 8 : 台湾で生活をしていて、どのような機会・場面で母語を使用しますか。

質問 9 : 母国との接触について(母国訪問回数、母国への電話の回数)。

質問 10 : 母国での生活について。

参考文献

(日本語文献)

- アスコー朋子(2003)「国際結婚と多言語教育：国際結婚家庭の言語環境選択—母親の言語学習経験とアイデンティティ形成の視点から—」、『桜美林シナジー』、第 1 号、pp.51-67
- 石井恵理子(2007)「JSL の子どもの言語教育に関する親の意識—ポルトガル語及び中国語母語家庭の言語選択—」、『異文化間教育』、第 26 号、pp.27-39
- 市瀬智紀(2003)「中国人花嫁の日本語と中国語」、『言語』、第 32 巻、第 6 号、pp.44-45
- 伊藤孝恵(2000)「在日外国人女性の『異文化適応』と social support—都市近郊部に在住する日本人と結婚した外国人女性の場合—」、『日本文化學報』、第 9 輯、pp.437-451
- 植田晃次、山下仁編(2006)『「共生」の内実—批判的社会言語学からの問いかけ』、三元社
- 岡崎敏雄(1994)「コミュニティにおける言語的共生化の一環としての日本語の国際化—日本人と外国人の日本語—」、『日本語学』、第 13 巻、第 13 号、pp.60-73
- 岡崎眸(2008)「日本語ボランティア活動を通じた民主主義の活性化—外国人と日本人双方の「自己実現」に向けて—」、『日本語教育』、138 号、pp.14-23
- 奥島美夏(2008)「序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ(特集 東アジアの家事・介護をめぐる女性の域内移動—台湾の外国人労働者と結婚移民の事例から)」、『異文化コミュニケーション研究』、第 20 号、pp.21-42
- 落合恵美子(2007)「グローバル化する家族—台湾の外国人家事労働者と外国人妻—」、紀平英作編『共生への問い』、京都大学学術出版会、pp.93-126
- 小野原信善、大原始子編(2004)『ことばとアイデンティティ—ことばの選択と使用を通して見る現代人の自分探し』、三元社
- 桂田愛(2005a)「外国籍配偶者出現による台湾の変化」、『福岡大学大学院論集』、第 37 巻、第 2 号、pp.43-54
- 桂田愛(2005b)「外国籍配偶者とその子女に関する台湾政府の政策」、『福岡大学大学院論集』、第 37 巻、第 2 号、pp.55-64
- 桂田愛(2006a)「台湾とベトナムの国際結婚に関する結婚仲介者及び業者の研究」、『福岡大学大学院論集』、第 38 巻、第 1 号、pp.173-183
- 桂田愛(2006b)「家庭教育資本から見た台湾における外国籍配偶者の子女教育」、『福岡大学大学院論集』、第 38 巻、第 1 号、pp.185-196
- 河原俊昭編(2002)『世界の言語政策—多言語社会と日本』、くろしお出版
- 河原俊昭、岡戸浩子編(2009)『国際結婚—多言語化する家族とアイデンティティ』、明石書店

- 河原俊昭、山本忠行編(2004)『多言語社会がやってきた—世界の言語政策 Q&A—』、くろしお出版
- 簡月真(2002)「台湾における言語接触」、『社会言語科学』、第 4 卷、第 2 号、pp.3-20
- 蔡盈修、蕭新煌(2007)「台湾にみる外国人労働者・配偶者と NGO」、西川潤、蕭新煌編『東アジアの社会運動と民主化』、明石書店、pp.157-185
- 賽漢卓娜(2006)「「国際結婚」研究における「異文化」と「同化」—アジア人妻へのまなざしをめぐって—」、『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』、第 53 卷、第 1 号、pp.75-87
- 佐竹眞明、メアリー・アンジェリン・ダアノイ(2006)『フィリピン - 日本国際結婚—移住と多文化共生』、めこん
- 佐藤郁哉(1992)『フィールドワーク増訂版—書を持って街へ出よう』、新曜社
- 佐藤隆夫(1989)『農村と国際結婚』、日本評論社
- 志水宏吉、清水睦美編(2006)『ニューカマーと教育—学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって』、明石書店
- 鈴木一代(2007)「国際家庭における言語・文化の継承—その要因とメカニズム—」、『異文化間教育』、第 26 号、pp.14-26
- 施昭雄他(2007a)「中国大陸及び東南アジアの外国籍配偶者移民の背景から考察する『新台湾之子』の教育問題とその対策」、『福岡大学研究部論集 A』、第 6 卷、第 6 号、pp.121-138
- 施昭雄他(2007b)「台湾における外国籍及び中国大陸籍配偶者の現状とその展望」、『福岡大学研究部論集 A』、第 6 卷、第 6 号、pp.139-154
- 台湾女性史入門編纂委員会編(2008)『台湾女性史入門』、人文書院
- 津田勤子(2005)『台湾日治世代的親日態度與自我概念』、淡水大学日本研究所修士論文
- 東海大学日本語文学系社会方言分析クラス(2008)『祖父母の歩み—ばあちゃん、聞かせて、じいちゃん、教えて。』、社会方言分析報告集総集編、社会方言分析クラス
- 西原鈴子(2007)「バイカルチュラル家族の子ども—言語獲得と言語運用—」、『異文化間教育』、第 26 号、pp.54-60
- 服部美貴(2006)「台湾在住の日台婚姻家庭における子どもの日本語学習に関する基礎的研究」、『台湾日本語教育論文集』、第 9 号、pp.253-282
- パトリック ハイインリッヒ、杉田優子(2009)「危機言語記録保存と言語復興の統合へ向けて」、『社会言語科学』、第 11 卷、第 2 号、pp.15-27
- 藤井(宮西)久美子(2003)『近現代中国における言語政策：文字改革を中心に』、三元社

藤田美佐(2008)『台湾客家系漢人の言語使用について—屏東縣内埔郷を基盤とした客家人一族に対する調査を中心に—』、東海大学日本語文学系修士論文

町田健(2008)『言語世界地図』、新潮新書

松尾慎(2002)『インドネシア華人社会における言語シフトと言語選択』、大阪大学大学院言語文化研究科博士学位論文

松尾慎(2004)「インドネシア日系人の言語選択の実態とその要因」、『大阪大学言語文化学』、第13巻、pp.83-97

松尾慎(2006)『台湾における言語選択と言語意識の実態』、群學出版

丸川哲史(2000)『台湾、ポストコロニアルの身体』、青土社

村上雄太郎(2003)「在日ベトナム人コミュニティの言語」、『言語』、第32巻、第6号、pp.72-73

山西優二(2007)「多文化共生とは：対立・緊張、そして新たな関係作り」、『文化間対立の超克を目指して：現場で考える教育と人材養成—多言語・多文化ブックレット；No.6』、第6巻、pp.26-38

横川彰(2009)『日本統治下台湾における日本語教育経験者にとっての母語—Tove Skutnabb-Kangas/Robert Phillipsonの母語の観点から—』、東海大学日本語文学系修士論文

横田祥子(2008)「グローバル・ハイガミー？—台湾に嫁いだベトナム人女性の事例から—」、『異文化コミュニケーション研究』、第20号、pp.79-110

林顕宗(2006)「台湾板橋市のコミュニティ意識」、『社会分析』、33号、pp.5-39

(中国語文献)

王宏仁(2001)「社会階層化下的婚姻移民與国内労働市場：以越南新娘為例」、『台湾社会研究季刊』、第41期、pp.99-127

朱玉玲(2002)『澎湖縣外籍新娘生活經驗之探討』、国立嘉義大学家庭教育研究所修士論文

吳宜鏞(2005)『外籍配偶子女之家庭學習環境對其國語文能力發展的影響』、国立台北教育大学特殊教育研究所修士論文

吳清山(2004)「外籍新娘子女教育問題及其因應策略」、『師友』、第441期、pp.4-12

吳淑芬、陳秉華(2005)「對東南亞新移民女性與第二代之個人與家庭服務」、『学生輔導』、第97期、pp.84-97

吳毓瑩(2005)「回訪春天—新移民女性的學校參與之直接與間接的影響』、『学生輔導』、第97期、pp.28-37

- 林雅雯(2000)『兒童母語教學活動與社會支持之研究—以台北縣國小客語教學為例』、中國文化大學兒童福利研究所碩士論文
- 邱淑雯(1999)「在地國際化：日本農村菲律賓新娘」、『當代』、第 141 期、pp.108-117
- 邱淑雯(2000)「在台東南亞外籍新娘的識字/生活教育：同化？還是多元文化？」、『社會教育學刊』、第 29 期、pp.197-219
- 邱淑雯(2003a)『性別與移動：日本與台灣的亞洲新娘』、時英出版社
- 邱淑雯(2003b)「從多元文化主義觀點談嘉義縣外籍配偶的識字教育」、『成人教育』、第 75 卷、pp.11-19
- 周淑君(2007)『蘭陽地區居民對東南亞新移民女性態度之研究』、佛教大學社會教育學研究所碩士論文
- 洪美芳(2007)『多元文化下的移民母語之延續-由加拿大的傳統語言政策看台灣新移民問題』、台灣大學國家發展研究所碩士論文
- 施正鋒編(2002)『各國語言政策：多元文化與族群平等』、前衛出版社
- 施炳華(1998)「母語教學的基本認識」、『教師之友』、第 39 卷、第 3 期、pp.1-6
- 徐雅玲(2005)「從多元文化教育的觀點探討影響外籍新娘教育子女的因素及因應之道」、『北縣教育』、第 51 期、pp.45-48
- 翁毓秀(2004)「外籍配偶家庭服務」、『社會發展季刊』、第 105 期、pp.109-115
- 翁翠萍(2006)「協助新移民技能養成北科大辦免費課程」、『大紀元』、
<http://tw.epochtimes.com/bt/6/11/15/n1522921.htm> より入手
- 夏曉鵬(2000)「資本國際化下的國際婚姻—以台灣的「外籍新娘」現象為例」、『台灣社會研究季刊』、第 39 期、pp.45-92
- 夏曉鵬(2002)『流離尋岸：資本國際化下的「外籍新娘」現象』、台灣社會研究
- 夏曉鵬編(2005a)『不要叫我外籍新娘』、左岸文化出版
- 夏曉鵬(2005b)「解開面對新移民的焦慮」、『學生輔導』、第 97 期、pp.6-27
- 黃宣範(1995)『語言、社會、與族群意識—台灣語言社會學的研究』、文鶴出版
- 陳佩足、陳小云(2003)「外籍新娘子女的語言發展問題」、『國小特殊教育』、第 35 期、pp.68-75
- 陳建甫(2003)「邁向多元族裔社會的教育願景與情節分析：外籍新娘與其下一代所面臨的同化迷失」、『教育研究月刊』、第 110 期、pp.135-143
- 陳美惠(2002)『彰化縣東南亞外籍新娘教養子女經驗之研究』、國立嘉義大學家庭教育研究所碩士論文
- 陳庭芸(2002)『澎湖地區國際婚姻調適之研究：以印尼與越南新娘為例之比較』、國立台灣師範大學地理研究所碩士論文

- 葉郁菁(2004)「國際婚姻家庭的新文化適應～東南亞、大陸與歐美外籍配偶家庭的比較：以台南市為例」、《兒童及少年福利期刊》、第7期、pp.85-102
- 張淑猜(2004)『外籍配偶子女學習本國國語文之個案研究』、國立嘉義大學國民教育研究所碩士論文
- 楊正輝(2007)『「新台灣之子」偏差行為影響因素研究—以桃園縣為例』、國立台北大學犯罪學研究所碩士論文
- 劉祐彰(2001)「促進多元族群的了解與對話—九年一貫鄉土語言課程的困境與解決之道」、《師友》、第403期、pp.24-29
- 鄭雅雯(1997)『南洋過台灣：東南亞外籍新娘在台婚姻與生活探究—以台南市為例』、東華大學民族關係研究所碩士論文
- 蕭昭娟(2000)『國際遷移之調適研究：以彰化縣社頭鄉外籍新娘為例』、國立台灣師範大學地理研究所博士論文
- 蕭慧君(2007)『新移民家庭子女語言使用情形與認知能力之調查研究』、淡江大學教育心理與諮商研究所碩士論文
- 謝慶皇(2004)『外籍配偶子女學業成就及其相關因素探討』、國立台南大學特殊教育研究所教學碩士論文

(英語文獻)

- Asia Pacific Mission for Migrants(2007) *Psychosocial Profile and Perspectives of Foreign Brides*, Asia Pacific Mission for Migrations, <http://www.apmigrants.org/>より 2009/3/9 入手
- Fishman, J.A.(1965) Who speaks what language to whom and when?, Li Wei ed.(2000) *The Bilingualism Reader*, London: Routledge, pp.89-106
- Fishman, J.A.(1991) *Reversing Language Shift*, Multilingual Matters Ltd
- Holmes, J.(1992) *An Introduction to Sociolinguistics*, New York: Longman
- UNESCO Ad Hoc Expert Group on Endangered Languages(2003) *Language Vitality and Endangerment*, <http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/00120-EN.pdf>より入手
- Yamamoto, M.(2001) *Language Use in Interlingual Families: A Japanese-English Sociolinguistic Study*, Multilingual Matters Ltd
- Yamamoto, M.(2002) Language Use in Families with Parents of Different Native Languages: An Investigation of Japanese-non-English and Japanese-English Families, *Journal of Multilingual and Multicultural Development*, Vol.23, No.6, pp.531-554

Yamamoto, M.(2005) What Makes Who Choose What Languages to Whom?: Language Use in Japanese-Filipino Interlingual Families in Japan, *International Journal of Bilingual Education and Bilingualism*, Vol.8, No.6, pp.588-606

Yamamoto, M.(2008) Language use in interlingual families: Do different languages make a difference?, *International Journal of the Sociology of Language*, Vol.189, pp.133-148

謝辞

本論文は多くの方々の協力により書きあげることができた。本論文の執筆にあたり、まず初めにお礼を申し上げなければならないのは、本論文の調査に協力してくださった調査協力者とそのご家族の方々である。多忙の中、筆者のインタビューのために時間を作ってください、度重なる訪問を快く受け入れてくださった。また、調査協力者を紹介してくださった方々、調査の際に筆者に同行し通訳を引き受けてくださった方々、中国語文献を読むことや翻訳を手伝ってくださった方々なくしても、本研究は成立し得なかった。プライバシーを守るためにお名前を述べることは差し控えるが、心よりお礼を申し上げたい。

指導教官である松尾慎准教授は、筆者を常に温かく見守り指導してくださった。本研究に対する筆者の思いを誰よりも理解してくださり、研究に行き詰まり途中で諦めかけた際には迅速で丁寧かつ的確なご指導をいただき、本論文を書きあげることができた。心よりお礼を申し上げたい。

本論文の審査を引き受けてくださった林嘉恵副教授、大西仁助理教授、さらに、修士論文の卒業試験の司会を引き受けてくださった王怡人助理教授には、有益なるご指導やご意見をいただいた。心より感謝の意を表したい。

東海大学日本語文学系の卒業生である藤田美佐さん、横川彰さん、3期生の内大内宏信さんには、草稿を読んでいただき貴重なアドバイスを数多くいただいた。また、筆者の同級生である渡邊美奈子さんには、草稿だけでなく学位試験のレジュメや発表にも多くのアドバイスをいただいた。さらに、台湾での修士課程の時間の多くをともに過ごした掛け替えのない存在である。他にも、東海大学日本語文学系の先生方、先輩方、同級生のみんな、後輩たちからアドバイスや励ましをいただいた。さらに、日本語文学系の事務局の方々には修士論文に関わる手続きなどで大変お世話になった。心より感謝の思いを伝えたい。

最後に、筆者が充実した2年間の修士課程を過ごすことができたのは、筆者を支えてくれたあのご家族の存在が大きい。筆者の台湾での生活を支えるだけでなく、筆者に多くの調査協力者を紹介してください、外国籍配偶者として生活する調査協力者と話をする機会を与えてくださった。この貴重な体験は、誰もが経験できるものではない。この場を借りて、心からお礼を申し上げます。